

(第一類 第三號)

衆議院 第百六十三回国会

法務委員會

議
錄
第
六
號

八〇

浦和区高砂四の七の二〇田中重仁外一名（第九号）
少年法等の一部を改正する法律案反対に関する陳情書外二件（大分市中島西一）の三の一立花旦子外二名（第一〇号）
未決等拘禁制度の抜本的改革に関する陳情書（東京都千代田区霞が関一の一の三桜谷剛）（第一一号）
同月二十日
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（佐賀県東脊振村議会）（第九七一号）
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（佐賀県基山町議会）（第九七七二号）
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（佐賀県西有田町議会）（第九七三号）
「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るために対策強化を求める意見書（宮崎県議会）（第九七四号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一九号）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇号）

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第二一号）

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）

○ 塩崎委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部

○塩崎委員長 これより各案を一括して討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩崎委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩崎委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩崎委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案について採決いたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩崎委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午前九時三十三分休憩

違つてくるのかもしれない、こういう視点でいろいろな資料提出を要求してきたところでございました。しかし、残念ながら、こうした私たちの要求に対する対しては、ある程度の概要を説明したペーパーはいただきましたけれども、我々が望んでいるものはほど遠いものでしかなかったということで、大変残念であるとともに、我々としては、引き続きこうした資料の開示を要求していきたいというふうに思っております。

そこで、まず最初に、その資料の中でも最も重要なとされるべきもので、これに関するアドホック委員会第七回会合、第九回会合、そして第十回会合に於ける公電を開示するように求めたいと思います。よろしくお願いします。ぜひ開示していただきたい。

○小野寺大臣政務官 ただいま御指摘の公電のうち、非公式協議に関する公電全体及び非公式協議の内容を記載した部分については、公開しないことがあります。それがあつた場合の公電全文が記載されております。このような性格の文書を開示した場合には、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあります。開示していませんが、それ以外については既に開示してきました。

○平岡委員 そこにはどういうことが書いてありますか。○南野国務大臣 公電を見たことなどございますが、公電の内容の詳細を今ここで私の口から申し上げることは適当ではないというふうに思つております。

○南野国務大臣 中身の文言一つ一つが信頼関係があるとかないとかということではなく、それについて、そういう約束事をもつて、前提として話し合いをされた、これは国際的な問題でござります。

○平岡委員 我々は見ていないのでわかりません

けれども、外務省、先ほどの答弁の中でも、こう

いう記録を開示した場合には他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるんだということで、その

記録部分を開示することはできないというふうに思つております。

○南野国務大臣 いろいろな中身がござります

が、私の考え方いたしましては、それはクローズ

ドでお話し合いがされた部分につきましてござ

りますので、その中身はオープンにすることはで

きない約束のもとにあつたということを理解した

上で、その文言といいますか、公開したらいけな

いということについては、それはそういう約束事

を守るということになつてくるというふうに思

ます。

○平岡委員 今、約束があつたからできないんだ

という話だったのですけれども、外務省の答弁の中

でいくと、こういうような性格の記録を開示した

場合には他国との信頼関係が損なわれるおそれ

があるんだ、こういう話で、その書いてある中身が

そういう信頼関係を損ねるおそれがあるのかどう

か、ということを私は聞いているんですね。

○平岡委員 どうですか、見られて、本当に信頼関係が損な

われるおそれがあるような内容だったですか。ど

うですか。

○南野国務大臣 先生も国際会議にお出になられて、起草委員会

とかいうところにお出ましになつておられると思

います。ある部分については、文言をどういうふ

うに解釈するかということだつてあり得る話でござります、ある話でございますので、それはある

意味で、英文で書かれるということであればネイ

ティブの人の方がより確かだと思いますけれども、そこにもやはり我々は参加して、それなり

の知識で対等に話をすることでございま

す。

○平岡委員 クローズドでやられたということ、会合は進行

されただすことについては、やはりその体制を

守つていくべきだ、それが国際の信頼性を損なわ

ない形で展開するものだと思っております。

○塩崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として法務省刑事局長大林宏君、外務省大臣官房審議官長嶺安政君、外務省大臣官房参事官辻優君、外務省大臣官房国際社会協力部長神余隆博君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩崎委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党的な平岡秀夫でございます。

きょう、私は、条約刑法の中でも国際組織犯罪防止条約に関する法案の質問を中心にやらせていただきたいというふうに思つておりますけれども、冒頭、中身に入る前に、我々としては、この法案を審議するに当たつては、やはり条約の交渉経緯というものがしっかりとわからないと充実した審議ができる場合によっては、そうした交渉経緯によってこの法案のあるべき姿というのが

ますけれども、この点については引き続き要求を続けさせていただきたいというふうに思います。そこで、ことしの七月十二日に当委員会で、南野法務大臣に対して我々の同僚議員の方からもこの件について質問をさせていただきまして、南野大臣に、こうした公電関係、私もちよつと持つてありますけれども、配付資料ではございませんから了承はとつていませんけれども、こういう形でしきょうした資料の開示を要求していきたいというふうに思つております。

そこで、まず最初に、その資料の中でも最も重要なとされるべきもので、これに関するアドホック委員会第七回会合、第九回会合、そして第十回会合に於ける公電を開示するように求めたいと思います。よろしくお願いします。ぜひ開示していただきたい。

○小野寺大臣政務官 ただいま御指摘の公電のうち、非公式協議に関する公電全体及び非公式協議の内容を記載した部分については、公開しないことがあります。それがあつた場合の公電全文が記載されております。このような性格の文書を開示した場合には、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあります。開示していませんが、それ以外については既に開示してきました。

○平岡委員 そこにはどういうことが書いてありますか。

○南野国務大臣 公電を見たことなどございませんが、公電の内容の詳細を今ここで私の口から申し上げることは適当ではないというふうに思つております。

○平岡委員 そこにはどういうことが書いてありますか。

○南野国務大臣 先生も国際会議にお出になられて、起草委員会

とかいうところにお出ましになつておられると思

います。ある部分については、文言をどういうふ

うに解釈するかということだつてあり得る話でござります、ある話でございますので、それはある

意味で、英文で書かれるということであればネイ

ティブの人の方がより確かだと思いますけれども、そこにもやはり我々は参加して、それなり

の知識で対等に話をすることでございま

す。

○平岡委員 クローズドでやられたということ、会合は進行されただすことについては、やはりその体制を守つていくべきだ、それが国際の信頼性を損なわない形で展開するものだと思っております。

○平岡委員 大臣の答弁は、そもそもそういう約束でやつてあるんだから開示できないんだという話ですけれども、私が聞いているのは、中身がそういう内容だったですかということを聞いているんですね。まあ、それはもういいです。

そこで、私は、中身が秘密であれば、それは秘密でしようがないと。秘密であったとしても、では我々が一切見られないのかというと、いろいろな手段があると思うんですね。国会法の中に、秘密会を開いて、そしてそこで秘密にわたる事項についてもいろいろと調査をしたり審議をしたりすることができるという仕組みがあるわけあります。

委員長、ぜひ、この公電の開示を含めて、公電の中身を確認するために、この委員会において秘密会を開催することを要求したいと思います。委員長、いかがでしようか。

○塩崎委員長 理事会ではなくて委員会を秘密会にという意味ですか。（平岡委員「そうですね」と呼ぶ）理事会で説明したいと思います。

○平岡委員 この点については引き続きまた要求してまいりたいと思いますので、理事会でしっかりとまた議論をさせていただきたいというふうに思っています。

そこで、このT.O.C条約の関係でありますけれども、この条約については、先進諸国における議会の承認あるいは批准の状況というのはどういう状況になつておらず、見通しとしてはどういう状況にあるかというのをまず教えていただけますでしょうか。

○小野寺大臣政務官 お答えします。

国際組織犯罪防止条約につきましては、G8の諸国の中、現時点ではカナダ、フランス、ロシアが既に締結済みです。他のG8諸国につきましてはいまだ締結しておりませんが、アメリカとドイツについては、既に締結について議会において承認済みであると承知しております。また、英國については関係する法律の省令の改定作業を残すのみであり、イタリアについては必

要な法整備についての検討を行つてあるなど、各國ともこの条約締結に向けて鋭意努力されている話ですけれども、私が聞いているのは、中身がそういうふうに承知しております。

○平岡委員 今の答弁の中では、既に条約を締結したところ、あるいは締結に向けて審議中であるところ、いろいろあつたように思いますけれども、これらの国々について言うと、今回のT.O.C条約の第五条、問題となつてある条文でありますけれども、これに基づいていろいろな国内法制化を行われているんでしようか、外務副大臣。

○小野寺大臣政務官 この五条につきましては、組織的な犯罪集団への参加の犯罪化について規定したものです。

今御指摘がありましたら、既に条約を締結しましたカナダにつきましては、共謀罪及び参加罪の規定を有しております。また、同条約の署名に先立ち、条約の趣旨に沿つた形で国内法改正手続の大半を終えていたことから、締約に当たつてはごく一部の法改正で足りたものと承知をしております。

また、同時に、既に条約を締結しておりますフランスですが、これは参加罪の規定を有していました。

ところで、さらには刑法を改正して条約を実施しましたが、その改正に当たつては特に問題がなかつたと承知をしております。

米国につきましては、共謀罪の規定を既に有していたところ、同条約第五条との関係では特に問題なく法整備が可能であったものと承知をしておりま

す。

また、その他の活動に参加する行為というものでした。その時点では、まだ共謀罪の対象となる重大な犯罪の範囲が定まっておりませんでした。また、共謀罪について、現在のよう、「組織的な犯

罪集団の関与するもの」という要件を付すことにも思ひます。

○平岡委員 今の答弁でもおわかりのように、ほ

かの先進諸国というのは、この条約締結に当たつ

て余り大きな法律改正というのをしないでも済んでいるんですよね。

私が何を言いたいかというと、日本の外交当局というのは、この条約を結ぶに当たつて一体何をしていたんだ。本当に、これほどまでに日本の法体系を無視するような、離れてしまつてあるような法律改正をしなければ条約が締結できない、こんな交渉、なぜしてきたんですか。これは外務副大臣に聞きたいと思います。

逆に言えば、こういうものをわざわざ条約としたものです。

当局が、この機会にいろいろなことをこの日本社会の中に持ち込んでくる、いろいろな、この社会を管理していくような、そういう法体系を持ち込みたいがためにこの条約にあえて異を唱えないで帰ってきたんじやないか、こんな疑惑まで私は持っています。

また、最初の質問については外務副大臣、そして二番目の質問については法務大臣、お答えください。

○小野寺大臣政務官 政務官答弁で恐縮です。

今のお話で、我が国外務省を初め努力が足りないかったのではないかというふうなお話がありましたが。

また、最初の質問については外務副大臣、そして二番目の質問については法務大臣、お答えください。

○小野寺大臣政務官 政務官答弁で恐縮です。

今のお話で、我が国外務省を初め努力が足りないかったのではないかというふうなお話がありましたが。

確かに、現行の法制度には一般的な共謀罪等の規定はありません。我が国の法制度に合うよう

に、本条約の審議過程におきまして、日本としましても積極的な主張、提案を行うことにより、それらの一定程度を条文に反映させることができた

と外務省としては考案しています。

すなわち、当初の共謀罪の規定は、重大な犯罪を行うことを合意するというものであり、また参

加罪については、組織的な犯罪集団の犯罪活動ま

たはその他の活動に参加する行為というものでし

た。その時点では、まだ共謀罪の対象となる重大

な犯罪の範囲が定まっておりませんでした。また、共謀罪について、現在のよう、「組織的な犯

罪集団の関与するもの」という要件を付すことにも思ひます。

○平岡委員 今の答弁でもおわかりのように、ほ

かの先進諸国というのは、この条約締結に当たつては、組織的な犯罪集団が関与するもの」という要件を付すことができる旨の規定とすることができるようになります。

このように、我が国としても積極的な交渉を行つた結果、我が国の主張が受け入れられ、本条約第五条の規定となつたものであるというふうに考へております。

確かに、現行の法制度には一般的な共謀がなされるところ、さらには刑法を改正して条約を実施しましたが、その改正に当たつては特に問題がなかつたと承知をしております。

米国につきましては、共謀罪の規定を既に有していたところ、同条約第五条との関係では特に問題なく法整備が可能であったものと承知をしておりま

す。

○南野国務大臣 國際組織犯罪の防止条約、これは重大な犯罪の共謀などを犯罪とするなどを義務づけておりますけれども、その理由は、組織的な犯罪というものは、たくさんの者が計画や準備に関与し、綿密に計画を立て、組織の指揮命令等に基づいて行われるという性質があろうかというふうに思つております。

したがいまして、このような共謀がなされるところ、計画どおりに犯罪が実行される可能性が高いといふことであり、また一たび犯罪が起きてしまふに思つております。

そこで、このよだな組織犯罪に効果的に対処するためには、犯罪の実行に着手する前の段階でその一定の行為を处罚の対象とすることが不可欠であるというものが条約の要請、すなわち国際社会の共通の認識であるというふうに理解いたしております。

そこで、我が国も、この条約を締結し、国際社会と協力して一層効果的に国際的な組織犯罪を防止するため、この条約が義務づけるところに従いまして、国際的な共犯、犯罪の共謀罪を新設することとしたものでございます。決して、先生が先ほどお話しになられましたような、監視社会をつくりうるというのではございませんということを御理解いただきたいと思います。

○平岡委員 今の南野大臣の答弁は、非常に好意的に解釈して、これはあくまでも国際的な組織犯罪を防止するための条約であつて、我が国の国内のいろいろな社会を監視するため、管理していくためのものではない、こういるものだという前提で、これから議論を進めさせていただきたいとうふうに思います。

そこで、この条約について言えば、私がいろいろな人たちから調べていただいたことによりますと、条約に基づく国内法制化の中で、ウクライナが、この条約の中で重大犯罪というものが四年以上の自由刑またはそれ以上の自由刑というようなことになつているけれども、この点について留保あるいは解釈宣言をして、ウクライナについては懲役五年以上のものについて重大な犯罪とするというような国内法制化といいますか、国内法との関係を整理されたというふうに聞いておりますけれども、この点は事実でしょうか。

○小野寺大臣政務官 委員御指摘のとおり、ウクライナにつきましては御指摘のような状況になつてゐると思います。

ウクライナは、条約締結に当たつて、留保及び宣言の名のもとに、重大な犯罪という用語は、ウクライナ刑法に言つ重大な犯罪及び特に重大な犯罪に相当するものである。ウクライナ刑法に言う重大な犯罪とは、法により五年以上で十年を超えない自由刑が定められた罪をいい、ウクライナ刑法に言つ特に重大な犯罪は、法により十年以上または無期の自由刑が定められた罪をいう旨表明しているとあります。

ただし、ウクライナの留保及び宣言の趣旨につきましては、同国における四年以上五年未満の自由刑が定められている犯罪が存在するかどうかなど、ウクライナの法体系を踏まえて検討する必要があり、現在、私どもはウクライナ政府に照会しております。まだ回答についてはいただいており

ません。

したがいまして、ウクライナの本件留保及び宣言の趣旨及びその条約上の評価につき、現段階で、長期四年以上の自由刑を長期五年以上の自由刑に限定したものと言えるかどうかを含め、確定的なお答えをすることは今困難だと思つています。

○平岡委員 一応、確認しなければいけないことが幾つかあるということですから確認をしていただきたい、その結果についてはしっかりとこの委員会にも報告していただきたいという前提でお話をさせていただきますと、条約というのは、条約法に関するウイーン条約というのがあって、その第十九条の中に条約の留保というものが認められているというふうになつておるわけがありますけれども、この留保というのは一体だれがつけることができるのか、その結果についてはしっかりとこの委員会にも報告していただきたいという前提でお話をさせていただきますと、条約法に関するウイーン条約といふのがあって、その第十九条の中に条約の留保というものが認められているというふうになつておるわけがありますけれども、このT.O.C条約においては、条約法に関するウイーン条約第十九条に基づく留保を付することは可能であるというふうに考えていいでしょう。

○小野寺大臣政務官 外交官経験もありますし、また法の専門家であります平岡委員の御指摘のとおり、ウイーン条約におきましては留保するといふことが可能になつています。多国籍条約について、ある国が条約の一部の規定に関して問題を有する場合には、当該規定に拘束されずに条約に参加し得るよう、留保を付して締結することが一般的に認められております。

T.O.C条約では、第三十五条3、国際司法裁判所への紛争付託の拒絶を除き、留保に関する特段の規定は存在していませんが、交渉過程において、本条約への留保については、ウイーン条約法の規定の留保に関する規定が適用されることが確認されています。したがつて、ウイーン条約法の規定は存在していませんが、交渉過程において、本条約への留保については、ウイーン条約法の規定の留保に関する規定が適用されることが確認されています。

しかし、本条約については、既に平成十五年の通常国会におきまして、留保を付さずに締結することにつき国会の承認をいたしております。行

政府としては、本条約につき、このような形で国会の承認をいたしている以上、当然、留保を付さずに締結することとしており、その前提での内担保法の審議をお願いしているところあります。

○平岡委員 一応、確認しなければいけないことだけが、その結果についてはしっかりとこの委員会にも報告していただきたいという前提でお話をさせていただきますと、条約法に関するウイーン条約といふのがあって、その第十九条の中に条約の留保というものが認められているというふうになつておるわけがありますけれども、この留保というのは一体だれがつけることができるのか、その結果についてはしっかりとこの委員会にも報告していただきたいといふことがありますけれども、この留保というのは一体だれがつけることができるのか、その結果についてはしっかりとこの委員会にも報告していただきたいといふことがあります。

○長嶺政府参考人 お答えいたします。

条約に対する留保につきましては、これは、国として締結する際に留保を付さないということは可能であるというふうに考えていいです。ただ、これは先ほど答弁もございましたように、このT.O.C条約についても、条約法に関するウイーン条約第十九条に基づく留保を付する場合には、当該規定に拘束されずに条約に参加し得るよう、留保を付して締結することが一般的に認められております。

○小野寺大臣政務官 外交官経験もありますし、また法の専門家であります平岡委員の御指摘のとおり、ウイーン条約におきましては、留保するといふことが可能になつています。多国籍条約について、ある国が条約の一部の規定に関して問題を有する場合には、当該規定に拘束されずに条約に参加し得るよう、留保を付して締結することにつき国会の承認をいたしました。ただ、これは先ほど答弁もございましたように、このT.O.C条約についても、条約法に関するウイーン条約第十九条に基づく留保を付する場合には、当該規定に拘束されずに条約に参加し得るよう、留保を付して締結することが一般的に認められております。

○長嶺政府参考人 お答えいたします。

若干、留保の関係する国内的な手続との関係もございますので、その面もあわせて御答弁申し上げます。

政府としては、本条約につき、このような形で国会の承認をいたしている以上、当然、留保を付さずに締結することとしており、その前提での内担保法の審議をお願いしているところあります。

○長嶺政府参考人 お答えいたします。

条約の規定に基づいて行う留保と、それから今委員が御指摘になつておりますようなT.O.C条約の留保を付すことによって変更され、または排除されるという効果がございますので、行政府といつては、条約の締結権を有している行政府が留保を付するということになります。

ただ、これは先ほど答弁もございましたように、このT.O.C条約についても、条約法に関するウイーン条約第十九条に基づく留保を付さないといふことが可能になつておるわけですが、内閣においては、これは条約の締結権を有している行政府が留保を付するということになります。

ただ、これは先ほど答弁もございましたように、このT.O.C条約についても、条約法に関するウイーン条約第十九条に基づく留保を付さないといふことが可能になつておるわけですが、内閣においては、これは条約の締結権を有している行政府が留保を付するということになります。

○小野寺大臣政務官 外交官経験もありますし、また法の専門家であります平岡委員の御指摘のとおり、ウイーン条約におきましては、留保するといふことが可能になつています。多国籍条約について、ある国が条約の一部の規定に関して問題を有する場合には、当該規定に拘束されずに条約に参加し得るよう、留保を付して締結することにつき国会の承認をいたしました。ただ、これは先ほど答弁もございましたように、このT.O.C条約についても、条約法に関するウイーン条約第十九条に基づく留保を付する場合には、当該規定に拘束されずに条約に参加し得るよう、留保を付して締結することが一般的に認められております。

○長嶺政府参考人 お答えいたします。

そういう意味で、あくまでも行政府が、自分たちは付したくないんだ、あくまでも国会が承認してくれたんだからその承認のとおりにやりたいなどいうのなら、国会の承認をもう一度とり直すということを我々としてやればいいというふうに私は思っております。

○南野国務大臣 お答え申し上げますが、条約第三十四条第二項は、国内法で共謀罪等を犯罪とするに当たり、国際性の要件を付することを認めておりませんが、その理由は次のようなものと考えられます。

すなわち、現実の社会では、ある犯罪について、その背後に国際的な組織が存在することを認め、あつても、個別具体的な犯罪行為だけを見ると、単独犯であつたり犯罪行為自体は一国内にとどまるため犯罪の国際性を認めるのが難しいというような場合もあります。また、特に捜査の初期の段階におきましては、捜査の対象となつてゐる犯罪行為が国際的な性質を有するかどうかが明らかでなく、さらに捜査を進めてもその立証が容易でない場合が少なくありません。

このようない現実を踏まえますと、仮に、国内法

で共謀行為を犯罪とするに当たりましては、国際性を要件とすると、検挙、処罰できる範囲が不当

に狭くなつてくる、そういうふうに狭くなる上、組織犯罪の早期かつ的確な検挙、処罰が困難となつてくる。ひいては、一層効果的に国際的な組

織犯罪を防止するという条約の趣旨、目的を没却してしまうことになりかねないというふうに言わ

れております。

そこで、条約は、国際的な組織犯罪に対する効果的な対処を確保するため、三十四条二項におきまして、国内法で共謀罪等を犯罪とするに当たり、国際性の要件をつけることを禁止したものといふうに考えられております。

○平岡委員 大臣は条約を引用されしやべつていますけれども、私は、この条約というのは、先ほども言いましたように、条約の趣旨、目的に反しない限りは我が国は留保ができる、その前提で話しているんですよ。

だから、この条約の趣旨、目的は、先ほど言つた国際的な組織犯罪の防止についての話ですよ。今、この条約に基づいて国内的なものまで共謀罪を持ち込まなければ、処罰できるものあるいは捜

査できるものが何か不當に狭くなるというふうに

言われましたけれども、それは取り締まり当局側のエゴであつて、独善的な考え方であつて、それは逆なんですよ。むしろ、国際的な組織犯罪を防ぐする観点からいいたら、純国的なものについてはできる限り除外していくというような法制度をつくつていかなければいけない。このことが我々の国内法制により近づけていく道だということなんですよ。

だから、大臣が言っておられるのは、不當に狹くなるというのは、あくまでも取り締まる側の論理であつて、これは社会全体に暮らしている人々の論理じやないんですよ。大臣、どうでしょ

う。

大臣、私が言つているのは、条約からちよつ

と、余り条文にこだわらないで、条約の趣旨、目

的というの、国際組織犯罪防止のための条約で

す。ですから、そういうものが防げるようなも

のであるならば、条約の趣旨、目的に反していな

い。だから、その部分について、過度に国内的に

いろいろな悪い影響を与えるものであれば、国内

法の問題として我々はそこまではできませんとい

うことを考へるのが我々の役割じやないか、我々

はそういう立場に立つべきじゃないか。

今大臣が説明されたのは、むしろ不當に捜査の

範囲が狭くなるとかといったような、それは取り締まる側の論理でしかない。このことについて大臣の率直な御意見を伺いたいということなんですね。

○南野国務大臣 いろいろな事案が出てくるとい

うふうに思いますが、もしその事案が発生

した場合には、その中身をしっかりと見てみない

と、国内の問題だからそれは国際的につながつて

いないね」ということも言えないといふうに思

ますが、そういう意味では、国内の問題は別よと

なると、これはまた国際的に協力することはでき

にくいということになると思います。

○平岡委員 今、協力ができないとなると言いまして。どういう協力ができなくなるんですか。

○南野国務大臣 一番大切なのは、我が国における安心、安全に暮らすためにはどのような形で生きていったらしいか。我が国だけじゃなく、国際的にどのように国民の安寧を保つかということは逆なんですよ。むしろ、国際的な組織犯罪を防ぐする観点からいいたら、純国的なものについてはできる限り除外していくというような法制度をつくつていかなければいけない。このことが我々の国内法制により近づけていく道だということなんですよ。

だから、大臣が言っておられるのは、不當に狹くなるというのは、あくまでも取り締まる側の論理であつて、これは社会全体に暮らしている人々の論理じやないんですよ。大臣、どうでしょ

う。

大臣、私が言つているのは、条約からちよつと、余り条文にこだわらないで、条約の趣旨、目的というの、国際組織犯罪防止のための条約です。ですから、どういう場合が困るんですか、それをまた言つてください。

○南野国務大臣 いろいろな捜査範囲がございます。我が国でも、この問題についてはこのように捜査していこうというふうに計画した場合、それが国内にとどまらず国際的な犯罪ということになりました場合には、国際的な相手国、それはどこかわかるまんけれども、そういうユニバーサルな問題点についても協力を得なければ、我々は、いい結果ができてこない。そういう意味では、国といふうな、多国的にしていかなければならぬことがあります。

わざりませんけれども、そういうユニバーサルな問題点についても協力を得なければ、我々は、いい結果ができてこない。そういう意味では、国といふうな、多国的にしていかなければならない

ことがあります。

○平岡委員 大臣、よく考えてください。外国から我が国に捜査協力を求めてくる、これはもう国際的だからこそ協力を求めてくるわけですね。今大臣が例に挙げられました、我が国が外国に捜査協力を求めていく、これは国際的だから求めています。

○平岡委員 大臣、よく考えてください。外國から我が国に捜査協力を求めてくる、これはもう国際的だからこそ協力を求めてくるわけですね。今大臣が例に挙げられました、我が国が外国に捜査協力を求めていく、これは国際的だから求めています。

今大臣が説明されたのは、むしろ不當に捜査の

範囲が狭くなるとかといったような、それは取り締まる側の論理でしかない。このことについて大臣の率直な御意見を伺いたいということなんですね。

○南野国務大臣 いろいろな事案が出てくるとい

うふうに思いますが、もしその事案が発生

した場合には、その中身をしっかりと見てみない

と、国内の問題だからそれは国際的につながつて

いないね」ということも言えないといふうに思

ますが、そういう意味では、国内の問題は別よと

なると、これはまた国際的に協力することはでき

にくいということになると思います。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

委員がおっしゃつてある、留保できるかどうか

か、あるいは条約の解釈の問題については、外務省の問題だと思います。

今お尋ねになつてゐる問題について一つだけ例

のとおり、現在、日本には共謀罪というのはそれ

ほど多くはありません。

ただ、先ほどから御紹介になつてゐるように、外国では共謀罪がもう通例であるところもありまます。ですから、今回、共謀罪を一応条約がつくれております。

○平岡委員 刑事局長、何か捜査共助に応じられたことになつて、日本の場合には何ができます。そこで、この問題は関連しているというふうに思つてます。

○平岡委員 いや、国際的に協力ができないとなると、どういう協力ができないとなると、そういう問題点は関連していることになつてます。

○平岡委員 いや、国際的に協力ができないとなると、どういう場合が困るんですか、それをまた言つてください。

○南野国務大臣 いろいろな捜査範囲がございます。我が国でも、この問題についてはこのように捜査していこうというふうに計画した場合、それが国内にとどまらず国際的な犯罪ということになりました場合には、国際的な相手国、それはどこかわかるまんけれども、そういうユニバーサルな問題点についても協力を得なければ、我々は、いい結果ができてこない。そういう意味では、国といふうな、多国的にしていかなければならぬことがあります。

わざりませんけれども、そういうものについて協力を得なければ、別に何の問題もないじゃないですか。純粹に国内的な捜査共助の要請があるんでしょう、国際的だから、国と国との間をまたがつてゐるから。だから、そういうものについて協力を得すれば、別に何の問題もないじゃないですか。純粹に国内的な捜査共助の要請があるんでしょう、国際的だからこそ協力を求めてくるわけですね。今大臣が例に挙げられました、我が国が外国に捜査協力を求めていく、これは国際的だから求めています。

○平岡委員 大臣、よく考えてください。外國から我が国に捜査協力を求めてくる、これはもう国際的だからこそ協力を求めてくるわけですね。今大臣が例に挙げられました、我が国が外国に捜査協力を求めていく、これは国際的だから求めています。

今大臣が説明されたのは、むしろ不當に捜査の

「自國の国内法の基本原則」というのは、各國の憲法上の原則など国内法制において容易に変更することのできない根本的な法的原則を指すものと解されています。この点、我が國の刑事法におきましては、現実に法益の侵害が発生した場合はもとより、その危険性のある行為を未遂犯や危険犯として処罰することとしているほか、特に重大な罪や取り締まり等、実行の着手前の行為をも処罰することとしております。

また、法案の共謀罪は、犯罪の共謀を広く一般的に処罰するものではなく、重大な犯罪であり、かつ、組織的な犯罪集団が関与する犯罪の共謀に限つて処罰の対象とするものである。したがつて、今回の組織的な犯罪の共謀罪の新設ということにつきましても、我が國の国内法の基本原則に反することにはならないものであるというふうに思ひます。

○平岡委員 大臣、いみじくも、我が國の国内法の基本原則の中には法益侵害の結果が発生したものについて処罰していくんだというようなことがありますけれども、これは大した原則じゃないんだ、そんな趣旨のことを言わされましたけれども、私はこれは……(発言する者あり)いやいや、それは憲法の原則になつていないと、何かいろいろ言われたじゃないですか。だから今回のいいんだとかと言つておられるので。

それはやはり、書いてあるか書いていないかといふのは別として、今まで我々の刑法の長い歴史があるわけですよ。そういう原則を踏まえていたる、やはりこの共謀罪というのは、これは漆原委員もかつて、共謀罪をつくるのが今度は原則になりましたかどうですかという質問に対しても、どつちを言つておられるかわからぬよな答弁だと言つて何が非難されおられましたけれども、やはりこんなことで共謀罪というものを原則にするといふのはおかしい。

あくまでも、我が國の共謀罪あるいは陰謀罪といふのはおかしい。

いうものは、非常に重大な、本当に重大な、国が転覆するかもしれないといったような、そういうこととして設けているというのが原則であることを設けることは、決して我が國の基本法制にはなんじんでないんですよ。

まず、このことを原則として物事を進めていかなければ、これがいいんだと言われたら、もうこれまで議論をしたつてしまふがないですよ。こんな条約を締結した外務省の責任、こんな条約を承認した国会の責任が問われなきやいけない、こんなことにもなつてくるというふうに思います。

そうならないためにも、我々は、この国内法制化に当たつて、しっかりと国内法の基本原則といふものを守る、そういう国内法制化を図つていかなければいけない、このことをまず前提にしてお話をさせていただきたいというふうに思ひます。

そこで、先ほど組織的犯罪集団の関与といふもの前提としているんだということで限定がされ

ているんだといふような話がありましたけれども、果たしてこれは限定されているんですか。これまでの議論の中ではかなりこの点についても、

○平岡委員 具体的にはこういうものに限られる

とかと言わても、どこを見たらそんなことが書いてあるのか、さっぱりわからないんですね。

これはもう皆さん指摘されてい

るところです

けれども、

○南野国務大臣

国際的組織犯罪防止条約に

「金銭的利益その他の物質的利益」といいますのは、例えればわいせつ物をやりとりするような、主

な威力に基づく支配力を有するよう

な団体、具体的には暴力団のような団体に限られ

るということをございます。

○平岡委員 具体的にはこういうものに限られる

とかと言わても、どこを見たらそんなことが書

いてあるのか、さっぱりわからないんですね。

これはもう皆さん指摘されてい

るところです

けれども、

○南野国務大臣

国際的組織犯罪

防止条約

に

この

条約

の

中

に

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

</

今大臣が読み上げられたことは、まさに、この条約を批准するということを理由にして、この日本という社会を管理国家にしていく、監視国家にしていく、そういうことを目指したものじゃないですか。不當に狭くなるからというのは、それはあなた方の論理ですよ。市民社会の人たちの論理じゃないですよ。そのところをやはりしっかりと認識していただかなければいけない。勝手にこの条約の適用範囲を超えるような形で我々の社会を監視社会にしないでいただきたい、このことを私は強く申し上げたいというふうに思います。

大臣、何か言いたいことがあるなら。

○南野国務大臣 先生からただいま、監視社会をつくることになるのではないかというお尋ねがございました。

法案の共謀罪につきましては、すべての重大な犯罪の共謀を处罚の対象とするものではなく、団体の活動として、犯罪行為を実行するための組織により行われる等の厳格な組織性の要件を満たす重大な犯罪の共謀に限って成立することといたします。何でもかんでもとということではないわけでございます。

団体の範囲が無限であるとの御指摘も含まれておるわけでございますが、これは、団体の定義を定めました組織的犯罪处罚法第二条の第一項の規定に該当することだけで直ちに共謀罪の対象になつたり处罚されたりするということでは全くありません。あくまでも、先ほど述べましたような、厳格な組織性の要件を含め、共謀罪の構成要件をすべて満たした場合に初めて、そのような共謀を行った個人が处罚の対象となるわけであります。

したがいまして、共謀罪を創設することが、何らかの団体に属する人を広く監視するようなことになるものではないかと思つておられますかが、そうではありませんということを申し上げたいと思います。

○平岡委員 この団体に該当することが直ちに处罚の対象にならない、そんなことは私もわかつて

いますよ。いろいろな要件が重なってきて处罚の対象になる。

しかし、そのときの要件の一つに、この団体性が、どんな団体なのかということがあるわけですよ。そのときに、この団体というのは、条約の中ではこういう団体だというふうに限定されたものに書いてあるわけですよ。さらにそれを超えて今回この法案は出でているわけです。だから、その点をつかまして私は問題にしているわけであります。

大臣、そう思いませんか。条約で規定されてい

る組織的犯罪集団を超える概念としてこの団体が出てきているんじゃないですか。超えていないんですか、全く同じですか、どうですか。

○大林政府参考人 基本的には、この立法過程は、当然のことながら、この条約を踏まえて国内法をつくしたものでございまして、それに適するものとして、従来どおり組織的犯罪处罚法というものが、その要件に条約のものが重なるという点でこれを立法した経緯もございます。

ただ、子細な面で見た場合には、先ほど大臣がお答えになつたように、宗教上のもののみを目的とする場合にどうだ、条約上はそれは除かれるであろう。しかしながら、国内法につきましては、やはり日本国内におけるまたそれなりの治安情勢なりそれなりの立法の必要性があるということでおるわけでございますが、その要件に条約のもののが重なるといふことでこれを立法した経緯もございます。

規定をつくりながら、条約上はそれは除かれるであろう。しかしながら、国内法につきましては、その要件に条約のもののが重なるといふことでこれを立法した経緯もございます。

○平岡委員 条約を踏まえたものであるということはわかりますけれども、条約を踏まえてさらにはまた一步も二歩も踏み込んでいるということを私は

は言つているのですから、今回の条約の締結に当たつて必要な国内法制化を図るんだというのであります。

れば、この共謀罪というのがもとと我が国の法体系の中では極めて例外的なものである、この前提を踏まえてやはり法制化していかなければいけない。

この機会に、何が何でもいっぱい対象となる団体を、この条約を超えて、また今までのものを維持するあるいはふやしていくんだ、そういう発想に立つてこの法制化をしてほしくないという意味において、できるだけ、条約で限定されている団体、場合によつてはまたさらに限定してもいいのかもしれませんけれども、少なくとも、条約で限定されている団体を超えるような団体が含まれるような国内法制化はしてほしくないということを私は申し上げたいというふうに思います。

私としては申し上げたいというふうに思います。そういう意味でも、この法案については、まず出し直していただきたいというふうに思います。

次に、この条約の中でも書かれている話でありますけれども、国内法制化に当つていろいろな要件を付することができますということにはなつてゐるわけでありますけれども、そのときに、この条約の第五条の1の(a)のところに、こういう犯罪をつくりなさいというものの中に、犯罪行為の未遂または既遂に係る犯罪とは別個の犯罪としなさい、こういうふうに書かれています。

この別個の犯罪ということに関してでありますけれども、我が国は、予備罪とか準備罪というのは、この条約に言いますところの犯罪行為の未遂または既遂に係る犯罪ではないというふうに理解していいですか。

○南野国務大臣 國際組織犯罪防止条約五条の1の(a)となつてますが、それは、犯罪行為の未遂おつしやつたように、いわゆる暴力團的な団体といふことでございまして、多少差はありますけれども、基本的には条約を踏まえてつくられたものであるということを御理解いただきたいと思います。

○平岡委員 条約を踏まえたものであるということを御理解いただきたいと思います。

○南野国務大臣 一般的に申し上げるならば、我が国の刑事法における予備罪または準備罪は、実行に着手する前の一定の行為を处罚するものでありますので、犯罪の

未遂または既遂とは別個の犯罪ということになります。

○平岡委員 予備罪、準備罪が別個の犯罪という前提で考えると、今度は予備とか準備というのは、またTOC条約第五条の中で「国内法上求められるときは、」という規定の中で「その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為」、一般的には、アメリカ法で言つところのオーバートアクトとかいうふうに言われているようでありますけれども、我が国の言葉に当つてはめたときには、今言つたような条約上にある行為の中には予備とか準備というのは入るのでしょうか。

○小野寺大臣政務官 ただいまの御質問ですが、本条約にあります「合意の内容を推進するための行為」とは、米国法におけるオーバートアクトを念頭に置いたものであり、我が国で言う予備行為等を念頭に置いたものではありません。

オーバートアクトは、予備行為とは実行の着手前の行為という点では共通していますが、共謀罪の成立の要件としてのオーバートアクトのかわりに予備行為を要求することが条約の趣旨に反するか否かについては、予備行為の概念をいかに解するかによるものと考えております。

○平岡委員 私、予備と準備を言つたんですけども、似たようなことをしゃべられるんだと思うけれども、念頭に置いていいというのは、これはだれのあれですか。念頭に置いていいないといふのは、別にだれが念頭に置いているか置いてないかにかかわらず、この条約の条文の規定を見て、予備とか準備というものがこれに該当するのか該当しないのか。該当しないんですか。どうですか。

○小野寺大臣政務官 条約第五条の趣旨は、組織的な犯罪集団による重大な犯罪を実効的に防止するという趣旨から、当該犯罪行為を行うことを合意すること自体を独立の犯罪として处罚することにあります。

仮に、予備行為について、実行行為着手前の行

為が予備罪として処罰されるためには、当該構成要件の実現のための客観的な危険性という観点から見て実質的に重要な意義を持ち、客観的に相当の危険性の認められる程度の準備が整えられた場合たることを要件とするものと考えるのであれば、合意そのものをもつて犯罪化するという本条約の趣旨に合致しないことになるおそれがあると考えられ、この点を慎重に吟味する必要があると考えます。

○平岡委員 慎重に吟味していただきたいと思いま

すけれども、私の常識的な日本語の考え方から

いえば、ここに書いてある「その合意の参加者の

行為以外のものもあるのかもしれない。それは確

かに認めますけれども、予備行為、準備行為とい

うのは、当然これは入るんですよ。むしろ予備行

為、準備行為の場合は、その合意の参加者一人で

はなく、その合意をした参加者以外の人に行う

ものも入ってくるという意味では、逆に広いもの

もある、私はそう思ふんですね。

そういう意味では、我々は、この条約の条文を

国内法に当てはめて考えるときには、日本で既

に、国内法の体系の中ではそんなにたくさんはない

かもしれませんけれども、予備罪、準備罪とい

うものが国内法では共謀罪よりも幅広い範囲

で存在しているというような視点に立って、例え

ば国内法制化をするときには、準備罪または予備

罪とそれらの共謀共同正犯または教唆犯というよ

うな、我が国の法体系になじむ仕組みで国内法制

化を図ることも可能ではないかというふうに私は

思ふんですけれども、法務大臣、どうでしょう。

○南野国務大臣 今先生が申されましたことでございますが、「合意の内容を推進するための行為」

というのは、これは米国法におきます、先生もお

話になつておられるいわゆるオーバートアクト

と、これを念頭に設けられたものであると承知いたしております。そのような起草経過も踏まえま

して解釈されねばならないと考えます。

そして、米国の判例におきましては、我が国における予備罪の予備行為には当たらないと考えられます。

○神余政府参考人 突然の質問でござりますけれ

ども、できる限りお答え申し上げたいと思いま

す。

○平岡委員 各国がどういうことをもつてオーバートアクト、皆さん方が言つておられるものと

して、解釈通告なか留保なか知りませんけれ

どもとしているのかこれは必ず調べてください

い。各国がどういうふうにこの条文に基づいた要

求めなどを、オーバートアクトと言われてい

るものについてどういうふうに規定しているの

か、あるいは、その実行の着手前の行為という点

では確かに共通しておりますけれども、共謀罪の

成立の要件としてオーバートアクトのかわりに予

備行為を要求することが条約の趣旨に反するか否

かといったことにつきましては確たる定義はござ

いませんけれども、これにつきましては、予備行

為の概念というものをいかに解するかによるもの

というふうに考えております。

○平岡委員 場合によつては、我々は、ここに書

いてあることは、我が国で言つてこの予備行

為、準備行為ということが該当するんだという解

釈宣言なり留保なり必要な行為をすることによつ

て国内法の体系と合わせていく、そのことも私は

可能だうと思います。

それはさておいて、この顯示行為、オーバート

アクトについては、立法化に当たつてそういうこ

とを伴うことを認めておつて、ある国ではそうし

たことともしているというふうに聞いていますけれ

ども、どんな国があるんでしょうか。オーバート

アクトを国内法制化において要件としている国と

してはどういうものがあるんでしょうか。

○小野寺大臣政務官 御指摘のような立法を行つ

た国としましては、オーストラリア、ロシア、

フィンランド、ラトビア、サウジアラビア等が挙

げられます。

○平岡委員 それらの国々においてオーバートア

クトというふうに位置づけられているのは、この

条文で書いてあることと全く同じ内容になつてい

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

○大林政府参考人 恐縮でございます。

御質問の、国際的な組織犯罪を行つて、ま

たは行う可能性が高い団体としては、暴力団や外

たしてあります。

〇小野寺大臣政務官 各国がその国内法において

どのような形で規定をしているかの詳細について

るんですか。

国人犯罪組織、あるいは、いわゆるやみ金融会社や組織的詐欺商法を行う団体などが一般的には想定されるところだと思います。しかしながら、このような団体そのものの把握を目的とした調査は行つていませんので、団体の数を挙げるということは困難であることを御理解いただきたいと思います。

しかしながら、法案の共謀罪における組織性の要件は、現在の組織的犯罪処罰法において組織的な殺人等を加重処罰する場合の要件と同じでございまして、これまでにこの要件を満たした事例として承知している団体の例は五十数件、そのうち七割弱が暴力団で、残りは賭博場や詐欺会社などとなつております。御承知のとおり、この犯罪は今からつくるもので、これから摘発例が出るわけでございますが、今の団体の定義をしていく前提としては、そのようなものが見られているところでございます。

なお、具体的な資料化ができるものであれば、努力して、また検討させていただきたい、このように思います。

○平岡委員 今の答弁は、私が質問したこととは別のことろの答弁だったので、それはそれで後で聞こうかと思っていましたから、今刑事局長が言われたように、資料化して提出していただきたいというふうに思います。

今は組織犯罪集団のところの質問なんですね。私の今の質問は、ちょっと質問の分野が違つて、重大な犯罪のところの質問なんですね。

我が国において重大な犯罪とされる我が国の犯罪のうちで、越境性の可能性のあるものとないものとに区分してくださいといふ話として、当時の富田大臣政務官が「法務省の方にもし統計があれば、それはお出ししたいと思います。」ということで答えられて、それではきちんと出してくださりと當時の同僚議員が言われたんですよ。今それが本当に大変な犯罪とされるものとしないものとの間に差があるんだと思つて、それで後でございました。

○小野寺大臣政務官 第二回会合の条文草案においての犯罪リストの案が示されたという中には、一九八八年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約で規定されている不正な麻薬または向精神薬の取引及び資金浄化や、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約により規定されている文化財の不法取引及び窃盗、そしてテロ防止に関する国連条約に含まれる行為等が含まれております。

○大林政府参考人 法務省といたしましては、組織的な犯罪集団は、みずから組織の維持拡大のため、種々の利益を求める、手段、方法を選ぶことなくあらゆる犯罪活動を行うという特性を有するところから、組織的な犯罪集団が将来実行し得る犯罪を漏れなく記載したリストを作成することは現実的に困難であると考えました。

もりで言つているんですけれども、副大臣、お持ちならお持ちで、言つていただければ。なければなりませんで、後日また結構でござりますから。

○富田副大臣 済みません。今手持ちがありませ

んので、しつかり調査したいと思います。

○平岡委員 それでは、そういうことでお願いいたしたいと思います。

そこで、この重大な犯罪というものがどういうものかということについての議論がありますけれども、今回は、自由刑として長期四年以上の自由

刑またはそれ以上の自由刑だというような形で、う当たるのかがさっぱりわからないような話になつてきているわけあります。

この条約交渉会合においては、リスト方式、ど

ういう犯罪が重大な犯罪として、国際的な協力を

していくあるいは国際的な組織犯罪として防止さ

れていくべきなのかということが議論されたとい

う経緯があつたと思うんですけど、これについて、これまでの交渉過程の中で、どういうもの

がリスト方式として主張されたんでしょうか。ど

ういうものがそのリストの中で示されていたんで

しょうか。

この点についての例を、例えばこういうものが

ありましたと、例えば、第十回のアドホック委員会会合ではリスト方式を主張する国との共同提案が

出されたというようなことも皆さん方の報告の中から聞いておるんですけど、それどころか出されたんだ

んだ

ました。

○平岡委員 私は、ある意味では、国際的な組織

犯罪として国際的に協力しなければいけない犯罪

というのはおのずと限度があるんだろう、限界があるんだ、範囲があるんだろうというふうに思

うです。

○小野寺大臣政務官 今回の長期四年以上の自由刑には国内法でどん

なものがおるかというの、資料として出てきてますから見るとわかるわけありますけれども、例え

ば、特別公務員の暴行陵虐罪であるとか、あるいは公職選挙法であるとか最高裁の国民審査に違反するような話とか、そんなものまで全部これは入っちゃつておるんですね。こんなものまで本当に国際的な組織犯罪防止のためには重大的な犯罪としてここの中に規定されなければいけない犯罪だとは到底思えないものがおるんですけど、それどころか出ないと思いませんけれども、ちょっと教えていただけませんか。

○平岡委員 私にはどうしても、こんなものが国際的組織犯

罪防止のために重大的な犯罪としてここの中に規定されなければいけない犯罪だとは到底思えないものがおるんですけど、それどころか出ないと思いませんけれども、ちょっと教えていただけました。

○平岡委員 今、一つの例として挙げていただきましたけれども、第五回会合においても、リスト方式を主張するアルジェリア、エジプト、イン

ド、メキシコ、それからトルコからも、こういうものを挙げてはどうかというようなことで提案が

なったというふうに聞いております。

こういった提案に対しても、我が国としては、ど

ういう問題があると認識して、どのような対応をしたんでしょうか、外務副大臣。

○小野寺大臣政務官 我が国としましては、本条

約の対象となる犯罪をリストによって定めるリス

ト方式について、リストに含むべき犯罪選別の議

論に多大な時間を要し、コンセンサスを得るのが

困難であること、多様な活動を行つてゐる犯罪組

織への対応に柔軟性を欠くことなどを考へまし

て、適当でないと考へ、これに反対の立場で臨み

ました。

○平岡委員 私は、ある意味では、国際的な組織

犯罪として国際的に協力しなければいけない犯罪

というのはおのずと限度があるんだろう、限界があるんだ、範囲があるんだろうというふうに思

うですね。

○小野寺大臣政務官 今回の長期四年以上の自由刑には国内法でどん

なものがおるかというの、資料として出てきてますから見るとわかるわけありますけれども、例え

ば、特別公務員の暴行陵虐罪であるとか、あるいは公職選挙法であるとか最高裁の国民審査に違反するような話とか、そんなものまで全

部これは入っちゃつておるんですね。こんなものまで本当に国際的な組織犯罪

罪防止のために重大的な犯罪としてここの中に規定されなければいけない犯罪だとは到底思えないものがおるんですけど、それどころか出ないと思いませんけれども、ちょっと教えていただけました。

○大林政府参考人 私にはどうしても、こんなものが国際的組織犯

罪防止のために重大的な犯罪としてここの中に規定されなければいけない犯罪だとは到底思えないものがおるんですけど、それどころか出ないと思いませんけれども、ちょっと教えていただけました。

他方、法定刑は、それぞれの犯罪類型ごとにその違法性の高さや責任の重さに応じて定められるものであることから、犯罪の輕重を図る尺度として一定の合理性を有することを考慮すると、これを基準として、一定の重さ以上の刑期が定められていたりする罪を対象とすることには合理性があると考えておりました。

そこで、リスト方式によるのではなく、各国の国内法において定められている法定刑を基準として重大的犯罪を定めるべきとする主張を支持することが適当であると考えたものでございます。

○平岡委員 今六百十九の罪状が長期四年以上の自由刑またはそれ以上にあるというふうにあります。したけれども、それぞれどういうことが考えられるのか、今ここで出してくれと言われてもすぐに出ないと思いませんけれども、ちょっと教えていただけませんか。

そこで、リスト方式によるのではなく、各国の国内法において定められている法定刑を基準として重大的犯罪を定めるべきとする主張を支持することが適当であると考えたものでございます。

○平岡委員 今六百十九の罪状が長期四年以上の自由刑またはそれ以上にあるというふうにあります。したけれども、それぞれどういうことが考えられるのか、今ここで出してくれと言われてもすぐに出ないと思いませんけれども、ちょっと教えていただけませんか。

そこで、リスト方式によるのではなく、各国の国内法において定められている法定刑を基準として重大的犯罪を定めるべきとする主張を支持することが適当であると考えたものでございます。

○平岡委員 今六百十九の罪状が長期四年以上の自由刑またはそれ以上にあるというふうにあります。したけれども、それぞれどういうことが考えられるのか、今ここで出してくれと言われてもすぐに出ないと思いませんけれども、ちょっと教えていただけませんか。

そこで、リスト方式によるのではなく、各国の国内法において定められている法定刑を基準として重大的犯罪を定めるべきとする主張を支持することが適當であると考えたものでございます。

○平岡委員 今六百十九の罪状が長期四年以上の自由刑またはそれ以上にあるというふうにあります。したけれども、それぞれどういうことが考えられるのか、今ここで出してくれと言われてもすぐに出ないと思いませんけれども、ちょっと教えていただけませんか。

方式ではござりますけれども、一つ一つを挙げていふ場合には、では、絶対あり得ないのかという議論になりますと、これはなかなか難しいということです。

ただ、委員が今おっしゃっている、では、具体的にどういうものがあるか、これは私の方で用意して御説明させていただきたいと思います。（発言する者あり）

○平岡委員 同僚議員の方からも発言がありますしたけれども、組織性だけの問題じゃないんです

ね。この条約に基づいて国内法制化をとるという意味において、我々はもつともと限定的に考

えていましたから、國際性があつて組織性があるその

犯罪として、それぞれの罪状に基づいてどんなこ

とが考えられるかということをお尋ねしたいとい

うことなので、そういうふうな視点でちょっと整理していただきたいと思います。

ただ、私がちょっとと思うのは、国によつては、長期四年以上の自由刑あるいはそれ以上というの

は多分まちまちなんだろうと思うんですね。ある

国ではそれは該当するけれども、ある国では該

当しない、そんなことがたくさんあるんじゃない

かというふうに思うんです。國際的な捜査共助が

必要だということで仮に重大な犯罪を特定していくとしたら、そんな犯罪がまちまちなものどう

やつて円滑な國際共助ができるんだろうか、私は

そういう疑問を持つのです。

そういう意味でいつたら、それは確かに作業は

大変かもしれませんけれども、こういう犯罪が本当に國際的な組織犯罪として捜査協力をしていくか

なきやいけないものなんだ、こういうような特定の仕方をしていくことが、私は、本来求められる

立法作業じゃないかというふうに思うんですね、あるいは条約作業だらうと思うんですね。

そういう意味において、長期四年以上というこ

とで国内法制化をしたら、犯罪がまちまちになつてしまふ。このことから生じてくる問題とくの

はあるんじやないかと思うんですけれども、どう

でしょうか。これは一応通告してありますから。

○南野國務大臣 各国が自國の法定刑を基準とし

て

共謀罪の対象となる犯罪を定める場合には、一

部の罪について、ある国では共謀罪が成立します

けれども別の国では成立しないこともあります

とは、先生御指摘のとおりでございますが、この

条約の義務に従いまして、少なくとも、各国にお

きまして重大な犯罪に当たる犯罪の共謀が犯罪と

されることにより、多くの場合はすべての国にお

いて共通して共謀行為が犯罪となることとなると

考えられております。

したがいまして、多くの場合に、國際的な捜査

共助の要件である、要請国においても被要請国に

おいても犯罪に当たるものであること、これを双

罰性と言ふようでございますが、これが満たされ

ることとなれば、國際的な捜査共助が促進さ

れることとなるものと考えております。

○平岡委員 だから、長期四年以上の自由刑また

はそれ以上というような形でやる場合には、それ

が該当するのか該当しないのかとか、國際的な捜

査にも大変混亂を來すような話にもなつてしまふ

わけで、やはり本來あるべきは、國際的な組織犯

罪を防止するために本当に必要な犯罪というの

は一体何なのかということを吟味して、そしてこう

いうものをつくつていくべきだということを申し

上げたいというふうに私は思うんです。

時間がちょっと限られてきたので、あと、どう

しても聞いておきたいところを二点だけ質問させ

ていただきたいと思います。

一つは、自首減免の話なんですけれども、今回

の共謀罪については自首減免規定というのが置か

れています。先ほど来から私が申し上げているよ

うに、そもそも、この共謀罪という犯罪類型をつ

くるということ自体が、私は、監視社会あるいは

管理社会というものをつくつていくんじやないか

というような不安を持つてますけれども、これほど多くの罪について自首減免制度

があるといふことを指摘しておきたいと思います。

時間がないので、もう一つ捜査に関連して申し

上げます。

私は、先ほど共謀罪で出来たけれども、イギ

リスとかアメリカなんかでは、捜査あるいは取り

調べにおいて可視化というものが行われていて

いるというものをつくつしていくということは、そうい

うおそれが非常に高いんじやないか、なおさら高

いんじやないかというふうに私は思うんですね。

かとというようなことを考えていつたときには、非

常に恐ろしい取り調べが行われる可能性もあるよ

うな気がするんですね。例えば、白が強要され

たり、あるいは誘導的な取り調べが行われたり、

そういうことが非常に懸念されるわけです。

そういう意味でいつたら、従来から民主党の方

では、取り調べの可視化ということを主張して、

その関係の法案も提出したことがありますけれど

も、私は、この日本においても、この共謀罪とい

うがでしようか。

○南野國務大臣 共謀をした者が実行に着手する

前に自首した場合に、刑を軽減し、または免除す

ることとしているのは、これは、自首を奨励し、

共謀に係る重大な犯罪が実行されることを未然に

防止しようと、政策的配慮に基づくものである

と思います。

このような規定を設けることは、共謀に係る重

大な犯罪を未然に防止するため、共謀罪または参

加罪の犯罪化を義務づける条約の趣旨に沿うもの

であります、また、この必要性は重大な犯罪と

される各罪において変わることはございません

ので、一律にこれを設けることとしたものでござ

います。

○平岡委員 だから、私は、こういう一律に設け

るという発想そのものが、やはり監視社会、管理

社会をつくつしていくことになる。なぜこれ

をつくらなきゃいけないか。一たん被害が起つ

たときに、回復しがたい被害であつたり、あるい

は物すごく広範かつ重大な被害が起つたりと

か、そういうものに限定して、本当に必要性があ

るものに限定していくべきだということを指摘し

ておきたいと思います。

時間がないので、もう一つ捜査に関連して申し

上げます。

私は、先ほど共謀罪で出来たけれども、イギ

リスとかアメリカなんかでは、捜査あるいは取り

調べにおいて可視化というものが行われていて

いるというものをつくつしていくということは、そうい

うおそれが非常に高いんじやないか、なおさら高

いんじやないかというふうに私は思うんですね。

かとというようなことを考えていつたときには、非

常に恐ろしい取り調べが行われる可能性もあるよ

うな気がするんですね。例えば、白が強要され

たり、あるいは誘導的な取り調べが行われたり、

そういうことが非常に懸念されるわけです。

そういう意味でいつたら、従来から民主党の方

では、取り調べの可視化ということを主張して、

その関係の法案も提出したことがありますけれど

も、私は、この日本においても、この共謀罪とい

うがでしようか。

○南野國務大臣 共謀をした者が実行に着手する

前に自首した場合に、刑を軽減し、または免除す

ることとしているのは、これは、自首を奨励し、

共謀に係る重大な犯罪が実行されることを未然に

防止しようと、政策的配慮に基づくものである

と思います。

○平岡委員 だから、この点についてぜひ実現させていきた

いふうに世の中の人たちから見てももらえるん

だろかという逆の不安もあるんだろうと思う

んですね。

手続における被疑者の取り調べの役割、その関係で慎重な配慮が必要であり、将来的な検討解題とされていると思います。したがいまして、法務省といたしましても、この問題につきましては、刑事司法制度のあり方全体の中で慎重に検討することはあります。

以上でございます。

○平岡委員 この共謀罪については、まだまだ多くの論点があるだろうと思います。我々としては、今回の政府の法案というのは、基本的には、この条約を国内法化するに当たって、よりもっと一步捜査の範囲を広げていって、監視社会、管理社会みたいなものをつくつていこう、何かそういう下心があるのでないかと、多分持っていないでしよう、大臣が持っていないと言われたから持っていないと思うんですけれども、一般の市民の人たちはそう思っている人が多いんですよ。そう思っている人が多いので、そこは自制的な国内法制化を行い、そして必要があるならば解釈宣言を出す、あるいは留保をする、そういうことも含めて、改めて立法化を考え直していただきたい、私はこのことを今回の第一回目の質問では要させさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○早川委員長代理 次に、石閑貴史君。

○石閑委員 民主党的な石閑貴史です。

これは昨日の東京新聞だと思いますが、見出しが「共謀罪『三たび断念の背景』」という記事が載っています。大臣、これは読まれましたでしょうか。

冒頭の部分だけ簡単に申し上げると、近未来フィクションということで載っています。舞台が大手ゼネコンY社。A会長さんが、官邸の建設を受注したい。B社長は、これは役員も死ぬ気でセールスして頑張ろう、この会社でとろう。するとC副社長が、しかし、ライバルのZ社は既に政府に設計図を提出したというふうに言われていますよ。そこでD専務が、Z社の設計図を入手して対策を立てましょ。C副社長が、そんなことは

甘いので、Z社に忍び込んで設計図を盗んでくるんだ、こういふことをおっしゃいます。B社長は、いや、D君、口実をつくつて相手方へ忍び込んで盗んでこよう。そこでD専務は、犯罪に手を染めるのは不本意であるが、これは会社の存亡の危機だからやってみようということをおっしゃいます。

最後に、このA会長が、そんなばかなことはやめなさい、正攻法で堂々と勝負をするんだというA会長のこの言葉で、瀬戸際でこの会社の首脳陣はこの盗みを思いとどまるということだったんですね。ですが、半年後に、窃盗の共謀の疑いで当局の捜査を受けて、C副社長、D専務が同容疑で逮捕され、起訴される。盗みは実行されなかつたが、共謀罪が適用されたということになります。ところが、このB社長というのは、おとがめがなかつた。なぜかと云うと、この解説は、自首をしたので刑が減免されたんだということです。

大臣、これはお読みになつたと思うんですが、こういったような報道がたびたびされておりま

すし、この法案に対する反対の声や疑惑や不安と

いう声がますます高まっているというふうに私は認識をしているんですが、今週月曜日、十月十七

日付ですね、日本ベンクラブというところから、

会長の井上ひささんのお名前で廃案を求める声

明を発表され、私もこれが送られてきて、いただ

きました。

この日本ベンクラブ、大臣おっしゃつたとおり

で、ペンを持って立つ方々の会なんですが、歴代

会長さんを見ると、初代が島崎藤村さんがやられ

ている。その後、正宗白鳥さん、志賀直哉さん、

川端康成さん、井上靖さん、遠藤周作さん、大岡

信さん、梅原猛さん、そして今、井上ひささん

がやられているという会ですね。また、理事の方々を見てみますと、専務には阿刀田高さん、ま

た理事の中に、猪瀬直樹さんですか梅原猛さん、養老孟司さん、こういう方がいらっしゃる

ことですから、この方々を見ても、これはわ

けのわからない方々の集まりじゃなくて、いわゆる知識人の、日本でも有数の方々の社団法人、会

だというふうに、これは皆さんもこのように認識

をされると思います。

ただ、この法案に対するいろいろ誤解があるの

ではないかということを与党の委員さんもおつ

しやっていますが、一流の知識人の方が集まつて

いるこのベンクラブの名前でこういった声明が出

されているということについては、この方々も誤

解をされているんじゃないいか、もっと説明をす

ればこの方々もわかつてくれる、そういう御認識な

のか、この声明に対しての大蔵のお考えをお聞き

したいと思います。

○南野国務大臣 今お読みいたいたのを聞かせ

ていただきましたけれども、もう少し我々が言わ

んどしているところ、法律に盛り込まれたところ

も御理解いただきたいなどいうふうに思いました。

○石閑委員 今まで一度ならずこの法案は提出を

されておりまし、この国会でも審議をされてい

る。また、法務省においても、国民の中に理解を

るのであろう。

ただ、今の一つの競争社会の中で、前も例が出

ました、例えば脱税をするとか、今の競争関係に

おいても、たまたまそのような行動に出るという

ものについては刑事罰がそれであるわけですね

で、基本的にそれはその問題であろう。組織的な犯罪としてそのようなものを处罚するということが前

提ですので、今お聞きしたような事例ではならないのではないかと私は考えております。

○石閑委員 それでは、大臣にお尋ねをいたしま

す。

こういったような報道がたびたびされておりま

すし、この法案に対する反対の声や疑惑や不安と

いう声がますます高まっているというふうに私は

認識をしているんですが、今週月曜日、十月十七

日付ですね、日本ベンクラブというところから、

会長の井上ひささんのお名前で廃案を求める声

明を発表され、私もこれが送られてきて、いただ

きました。

この日本ベンクラブ、大臣おっしゃつたとおり

で、ペンを持って立つ方々の会なんですが、歴代

会長さんを見ると、初代が島崎藤村さんがやられ

ている。その後、正宗白鳥さん、志賀直哉さん、

川端康成さん、井上靖さん、遠藤周作さん、大岡

信さん、梅原猛さん、そして今、井上ひささん

がやられているという会ですね。また、理事の方々を見てみますと、専務には阿刀田高さん、ま

た理事の中に、猪瀬直樹さんですか梅原猛さん、養老孟司さん、こういう方がいらっしゃる

ことですから、この方々を見ても、これはわ

けのわからない方々の集まりじゃなくて、いわゆる知識人の、日本でも有数の方々の社団法人、会

だというふうに、これは皆さんもこのように認識

をされると思います。

ただ、この法案に対するいろいろ誤解があるの

ではないかということを与党の委員さんもおつ

しやっていますが、一流の知識人の方が集まつて

いるこのベンクラブの名前でこういった声明が出

されています。この方々も誤解をされているとい

うことで、この声明に対しての大蔵のお考えをお聞き

したいと思います。

○南野国務大臣 今お読みいたいたのを聞かせ

ていただきましたけれども、もう少し我々が言わ

んどしているところ、法律に盛り込まれたところ

も御理解いただきたいなどいうふうに思いました。

○石閑委員 今まで一度ならずこの法案は提出を

されておりまし、この国会でも審議をされてい

る。また、法務省においても、国民の中に理解を

広げようと努力をされている。先日も、漆原委員からホームページの件もありました。

ただ、そういうたつ努力をされているにもかかわらず、この知識人と呼んでいい方々だと思います、大臣もそういうふうに思われるんじゃないかなと思いますが、こういった方々でも理解をされない、誤解とまでは言わないんじやないかなというふうに思いましたが、こういった方々を含めて国民の相当多数の方々が、この法案に対して理解をされていない、あるいは大いに反対をされている。

そもそも、どうして皆さん反対をされているのか、大臣はどのように受けとめていらっしゃるんでしょうか。

○南野国務大臣 一言で申し上げるならば、今組上にのつて御審議いただいている法案を正確に御理解していただきたいという気持ちはあります。が、法案の共謀罪の成立する範囲、そういうものは極めて限定されているものでございますので、そのような御懸念は、この点に関する正確な内容が十分に伝わっていない面があるのではないかとうふうに思います。

法務省としましても、法案の共謀罪について国民の方々に正確に御理解していただくよう、今後ともこの点について広報活動等を通して展開していきたいと思っております。

○石関委員 こういった方々にもなかなか理解をされていない、大変残念な状況だなというふうに思いますが。

それで、国会における、この委員会における審議の中でもたびたび出ていますが、もう一度私からも確認をさせていただきたいと思います。

まず、國民が不安に思っているのは、第一に、犯罪の準備すらしなくとも、単なる話し合いや合意だけで处罚されるおそれがあるんじやないか、憲法が保障する内心の自由ですとか表現の自由、

こういったものが侵されるんじゃないか、いわゆる思想の処罰につながるんじやないか、こういったことを非常に心配されている國民が多い。まさに、ベンクラブの會員の方々もこういった思いでこの声明を出されているんじやないか、このように私は考えますが、これは大臣、全く杞憂だとうふうにおっしゃるんでしょうか。そんなことはありませんよ、皆さんよく理解をされないだけで、十分にこの法案を読み込んで、そして法務省の説明を聞けば、このことは全く杞憂だ、大臣はこのように御説明をされるんでしようか、このように認識をされていらっしゃるんじやうか。

○南野國務大臣　ベンクラブの方々も、良心の自由を侵害するのではないかというような気持ちが

主とれ要筆なりのまいがまのまだがむじこすてま

ただいています、これは犯罪団体だけではなく、先ほど企業の例が新聞にありました、企業でとかあるいは市民団体ですか労働団体とか、こういった団体にも共謀罪が適用されてしまうんじやないか、こういう心配を大きく持たれているから反対の大合唱が聞こえてくると思うのですが、このことも、よく理解をされていないから、皆さんそれは杞憂ですよ、そんな御心配要りませんよ、大臣はこのようにお考えでしようか。
（南野国務大臣）きっと皆様方、市民団体の方やまた会社等の正当な団体に属しておられる方々が、法案の共謀罪が成立するのではないか、そういう御不安をお持ちのかなというふうにも思いますが、法案の共謀罪が成立するためには、団体活動として犯罪行為を実行するための組織によ行われる犯罪ということをまず御理解いただきたい。もう一つには、団体に不正権益を得させる目的で行われる犯罪の遂行を共謀するという事件を満たす必要があるということも共謀罪、それが共謀罪に該当する、それ以外はならないんだということも御理解いただきたいと思っておりま。

うるま構団の基にじうりをブスすれを團まち

また、先ほど二番目に申し上げました要件のうち、不正権益とは団体の威力に基づく一定の地域または分野における支配力であって、当該団体の成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体またはその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいうから、共謀罪が適用されるのは、これも先ほど申し上げましたが、みかれ料を獲得するための縛張り、そのような支配を有するような団体である場合に限られておりました。したがいまして、正当な団体の活動、ベンクラのようなら正的な団体の活動が共謀罪の構成要件を満たすことはあり得ないというふうに思つておますので、どうぞ御安心いただきたいとも思つております。

石閻委員 今、ベンクラブという例も出していただきましたが、ベンクラブですか、先ほど由上された企業、市民団体、労働団体、こういった団体はこの法律にある団体に当たらないということは、法案のどこに書いてあるんでしようか。

南野国務大臣 今申し上げましたように、それ共謀罪となるためにはということである申し上げましたとおりでございます。

中華人民共和国の歴史と文化を語る
中国の歴史と文化を語る

重して処罰している、それはもう現実に動いております。

これはいろいろ御意見はありますけれども、一つの例として挙げさせていただければ、例えば平成十五年、刑法犯の検挙人員が百二十六万九千七百八十五と、その中に交通業過が多いんですけれども、このいわゆる組織的犯罪处罚法、例えば三条なんかの検察の処理人員が百六十名など非常に少ないんです。

では、その内容を見てみますと、具体的には暴力団として適用を受けたものは暴力団です。罪名を読んだらわかると思います。賭博場開張図利、帮助、殺人、殺人未遂、逮捕監禁、恐喝、威力業務妨害、詐欺、主たる罪名は大体それに限られております。ですから、その条件が非常に、確かに前から申し上げているとおり、確かに団体というの

がわかりにくいという御意見はわかるのですが、今の要件を重ねた場合には、犯罪を目的とするそういう組織的なもの、活動しかない、基本的にはそう言い切つていいんです。

出された新聞の例でも、継続反復的に同じような行為をやつているのが犯罪団体でありまして、そういう点から、先ほど言われた事例のように、競争のために一時的にどういうものは組織性も問題でありますし、それから、沿う目的という点でも落ちるということをございます。

ですから、これは実務の運用だということでまた御批判を受けるかもしれませんけれども、非常に謙抑的に、実際の実例、これはもう私ども資料を出してもいいんですけれども、そのように運用されているということをぜひ御理解いただきたい

○石関委員 これは十四日の平沢委員の質問にも、団体要件に関するものがありました。今御説明いたいたのですが、一方で、この中で、ある団体が途中からその性格が変わって内容が変質したということで、こういう犯罪の行為を犯すとか、そういうふうな団体になってしまった。これについて

(早川委員長代理退席、委員長着席)

○石閻委員 御答弁いただきましたけれども、それにしても、総合的に考慮される部分が大きけれども、大きいほど、列挙されていないわけですから、なかなか国民の不安というものを払拭できないし、私自身もこの疑惑というものはクリアにならない。この部分をしつかりクリアにしない限りはこの法案はなかなか国民の理解を得られないでよいし、これはしっかりとこの部分を特に練り直して、また提出された方がいいのではないかなどいうふうに申し上げます。

それでは引き続きまして、これまた新聞の記事で恐縮なんですが、東京新聞ですね。十月八日付です。

これは共謀罪に関してアメリカの例が載っています。アメリカは乱発をして歯どめがない、これが日本にも導入されてしまうと大変だよ、こういう非常に不安をあおるような記事なんですかけれども、これが事実かどうか。反戦運動も対象になってしましますよ、「話し合いだけで罪、誰もが捕まる可能性」と。

これは、今法務当局の御説明では、こんなことはないんですよということですが、実際はこういうことが書かれていて、立派なマスコミのメデイアに載つて流れているということなんですが、こういうことは本当に日本では起こらないんでようか、この法案が通つたとき。もし万が一この法案が通つてしまつたとき、こういうことは起こらないんだということであれば、はつきりそのようにおっしゃつていただきたいと思います。

○大林政府参考人 今のお尋ねの記事の具体的な内容は私、わかりませんけれども、ただ、それは各国によつていろいろな形があろうかと思います。先ほども平岡委員から御指摘のあったオーバートルクの問題がござります。私が承知している限り、英米法の国は、犯罪を行つたということがもう前提で、あとは悪いものは共謀しても罪になるということで、割合と、まあそこはよくわかりませんけれども、コンスピラシーの共謀罪というものが広く行われているというふうに伺つております。

りります。ただ、これまでも議論になっておりますよう
に、我が国におきましては、共謀罪はこれまで非
常に少ないということがござります。
それから一方で、今度は単なる共謀ではなく
て、組織的犯罪処罰法の、今のような重畠的な要
件、団体要件を重ねたものを私どもは考えており
ます。

ですから、その記事のもとになっているものが
私はわかりませんけれども、アメリカの場合には
比較的共謀罪でという運用がなされている可能性
もあるのかなど。ただし、日本の場合は、今の單
なる共謀じやなくて、その前に団体規制というも
のがかかっていますので、そこで濫用というも
のは歯どめがかかるものだというふうに考えており
ます。

○石関委員 英米と法体系が違いますから、これ
が同じような共謀罪という名前をとつていても日
本は違いますよということだろうと思いますが、
ただ、こういう形でマスコミで流れれば流れるほど、
国民というのは不安に思いますし、本当にそ
うなんだろうかという思いもあるでしようから、
それを払拭するだけの説明の努力はしつかり果た
していただきたいと思います。その努力がまだ足
りないので、先ほどベンクラブを初めとして反対
の大合唱が起こっているんじゃないかなというふ
うに思います。

それから、これは大臣にシンプルにお答えいた
だきたいと思うんですが、たびたび話が出ており
ますが、対象犯罪が六百十九ですか、六百を超
える、六百十九というふうに認識をしていますけれ
ども、これだけの多くに上る。また、公職選挙法
等、本当にその条約が想定するものがここまで多
く入るのだろうか、こういうふうな印象を受ける
國民が相当多数だと思います。これを全部認めて
しまうというのは、大臣、シンプルに考えて、こ
れは多過ぎるんじやないか、そういう認識を大臣
はお持ちにならないでしょうか。

○南野国務大臣 先ほど平岡委員からも、いろい

りります。ただ、これまでも議論になっておりますよう
に、我が国におきましては、共謀罪はこれまで非
常に少ないということがござります。
それから一方で、今度は単なる共謀ではなく
て、組織的犯罪処罰法の、今のような重畠的な要
件、団体要件を重ねたものを私どもは考えており
ます。

ですから、その記事のもとになっているものが
私はわかりませんけれども、アメリカの場合には
比較的共謀罪でという運用がなされている可能性
もあるのかなと。ただし、日本の場合は、今の單
なる共謀じやなくて、その前に団体規制というも
のがかかっていますので、そこで濫用というも
のは歯どめがかかるものだというふうに考えており
ます。

○石関委員 英米と法体系が違いますから、これ
が同じような共謀罪という名前をとつていても日
本は違いますよということだろうと思いますが、
ただ、こういう形でマスコミで流れれば流れるほど、
国民というのは不安に思いますし、本当にそ
うなんだろうかという思いもあるでしようから、
それを払拭するだけの説明の努力はしつかり果た
していただきたいと思います。その努力がまだ足
りないので、先ほどベンクラブを初めとして反対
の大合唱が起こっているんじゃないかなというふ
うに思います。

それから、これは大臣にシンプルにお答えいた
だきたいと思うんですが、たびたび話が出ており
ますが、対象犯罪が六百十九ですか、六百を超
える、六百十九というふうに認識をしていますけれ
ども、これだけの多くに上る。また、公職選挙法
等、本当にその条約が想定するものがここまで多
く入るのだろうか、こういうふうな印象を受ける
國民が相当多数だと思います。これを全部認めて
しまうというのは、大臣、シンプルに考えて、こ
れは多過ぎるんじやないか、そういう認識を大臣
はお持ちにならないでしょうか。

○南野国務大臣 先ほど平岡委員からも、いろい

ろその件については審議させていただいたと思いますけれども、六百十九というものの基本になるのは、四年以上の長期凶悪犯罪であるといつた基準がありますので、その基準に合わせてしたということでございます。

そのほかでは、リストアップすればいいじやないかというもう一つの考え方もありますけれども、四年以上の長期の凶悪犯罪というようなところで切った場合には、先生がおっしゃるように六百十

九ぐらいある。

そして、公職選挙法のことは、それはもし別な

線で切ったならば、そこら辺の十三項目がなくな

るだろうということでござりますので、そういう

ことを考えるならば、いや、それは中に入れても

中長期的な展望で、それが全くなくなるというよ

うなことはあり得るのかがあり得ないのかわかりま

せんが、それはさほど問題ではないのではないか

な。いや、六百十九が多いと思う方は、この切り

口で切った場合には六百十九になるというような

ことを御報告できるかなというふうに思います。

○石閻委員 決まったラインで切るので六百十九

出てもしようがないことだと思うんですけど

れども、こういう官僚的な御説明をされている限

りは、なかなか国民に理解は広がらないだろう、

今、そういう印象を私は改めて持ちました。

先ほど、平岡委員からも、監視社会になつてしま

う、そういう危惧を抱く國民が大変多いということ

もありました。また、自首した者は刑が減免

されるということですから、この措置があると、

密告社会、この社会が密告することを許容する

よう、自分が密告をすれば自分は逃れられるん

だ、そういう風潮を喚起してしまふんじやない

か、こういう監視社会であつたり密告社会、政治

やそれから制度、法律、こういったものが社会の

セシメントといいますか、券開きとか行動を規定するわけですから、規制をしていくということ

ですから、世の中に悪影響を与えてしまうんじや

ないか、私はこういった危惧も抱いているのです

が、政治家として大臣はのことについてどのよ

うにお考えでしようか。

監視社会、こんな世の中になつていいのかな、また、あるいは密告社会、密告を奨励とは言いま

せんが、密告をすれば自分は逃れられるというこ

とであれば、人間の性情を考えれば、自分は密告

をしよう、あるいは陥れよう、こういった危惧を抱いても私は当然だと思うんですが、政治家とし

て大臣は、このことが世の中にどんな影響を及ぼ

すか、私は大変な悪影響を及ぼしてしまうんじや

ないかなというふうに思いますが、いかがでしょ

うか。

○南野国務大臣 人間は性善説をとるか性悪説をとるかという問題点からもスタートするだろうと思いませんけれども、自分がどういう行動をすればそれが悪い方向でないのか、こういうことをすればよい方向なのかということの見きわめが本当に

自分自身できていくと、最初の段階が必要で

がそういう基盤を持った上で、こういう法整備をさ

れるというのは一つ理解ができる段階かななどとい

うふうに思うんですが、今、その法教育はどの段階

に至っているんでしょう。

○南野国務大臣 先生、刺客とおっしゃいました

けれども、我々国會議員が刺客という文言を用い

たかどうか、自分たちから私は刺客よと言つた人

がいたかどうかということを考えれば、それはそ

うでなかつたんじゃないかなというふうに思いま

す。どこから刺客という言葉が生まれたのか、私は存じ上げません。

そういうような意味で、今、法教育の話に移り

ましたが、もうテキストブックはできました。小

学校、中学校でも今展開されております。学校の

先生がそれを展開できないレベルであるならば、

それはその地域にいる弁護士さんでもいろいろ司

法関係の方々をお呼びして、子供たちと一緒に教

育するというところのレベルまで行つております

ので、どうぞそれは各地域に広めていきたい課題

でございます。いろいろな県で取り扱つてくだ

さつておりますので、そういう意味では、子供た

ちがルールを守るということを勉強してくれば、

なところからそういう声が大臣の耳にも届いて

いるだろうというふうに私は思います。

ただ、この法案が提出されることによつて、密

告社会という言葉がやはり報道の中でも使われて

いますし、このこと自体、私は非常に社会をシユ

リンクさせるよくな、そういう問題を持つている

んじゃないかなと思います。このことは申し上げ

ておきたいと思います。

また、本論に戻りますけれども、法務省、きよ

うに至るまで、先ほどいただいてきたよくな説明

しますし、このこと自体、私は非常に社会をシユ

リンクさせるよくな、そういう問題を持つている

前にも御答弁をされた内容が随分入つていてとい

うふうに思いますが、結局のところ、国民の反対

とか心配というのは、これは杞憂ですよ、心配要

りません、皆さん御心配されるような、そんな

広くやりませんから、この御説明だったといふ

うに私は理解をいたしましたが、それでも国民の反

対はどんどん高まつていて。こんな法案やめてく

れ、そういう声は大臣の耳にも届いているだろ

う、この委員会の部屋だけではなくて、いろいろ

なところからそういう声が大臣の耳にも届いて

いるだろうというふうに私は思います。

先ほど申し上げましたけれども、ホームページ

においても説明の努力が足りないんじゃないかな

といふことが与党の委員からも指摘をされまし

た。法務省が、また大臣が、この反対といふの

は、誤解とは言わないまでも理解が足りない、も

う少し理解をしてほしいということですから、こ

のことが誤解であるのかどうでないかと、このこと

はおいておいたとしても、国民に理解をしていた

だくために、本当に、先ほどおっしゃったよう

○石閻委員 これは関連でまた大臣にお尋ねをいたしますが、今回、総選挙で、小泉首相はこういいう言葉を御自身ではお使いにならなかつたんでしようけれども、いわゆる刺客という方が造反されたところに送り込まれたということで、私は、これまでお見えにならなかつたんだ

うふうに思っています。

○石閻委員 これは関連でまた大臣にお尋ねをいたしますが、今回、総選挙で、小泉首相はこういいう言葉を御自身ではお使いにならなかつたんでしようけれども、いわゆる刺客という方が造反されたところに送り込まれたということで、私は、これまでお見えにならなかつたんだ

うふうに思っています。

○石閻委員 刺客ですか、こういった言葉は使われてないということです。先ほど申し上げた……

(南野国務大臣「使われていないとは言いませんよ」と呼ぶ)大臣は使つていないです、また小

な、もつと理解をしてもらおうというためには、法務省としては、また大臣御自身はどのような努力をこれまでされてきたのでしょうか。今までいろいろやられてきた中だけれども、ここまでしか理解が進んでいないというのが私は現状だと今までの御答弁を聞いていて思うんですが、どんな努力をされてきましたか。

○南野国務大臣 お答え申し上げる前に、私が資料を見ずに先ほど対象犯罪の数などを言つておりますので、犯罪の個数の考え方については定まつたルールがあるわけではありませんけれども、平成十七年四月一日に施行されている罰則であつて、これは性質上共謀の対象とならない過失犯と未遂犯を除いた上で対象となる罪の条の数を数えると、合計で四百九十二となります。また、どのような罪名あるいは犯罪行為が対象となるかという観点から数を数えますと、私がさき言つた数ではなく、合計では六百五十五という数であるということをちょっと先に訂正させていただきました。

先生がおっしゃられた、私が何をやつてきたかということでございますが、法案の共謀罪につきましては、個々の国民の方々に正確に御理解していただくことは極めて重要であるというふうに思つております。先生も正確にお伝えしていただきたいことがあります。

先生がおっしゃられた、私が何をやつてきたかたしております。

また、報道機関等に対しましても、できる限り丁寧に説明をしてさしあげておったところがございますが、今後ともこのような広報をさらに充実していきたい、いろいろな会合のときにもこのような話ができるようになれば、それはもつといい広報の場所であるというふうにも思つておりますし、そのようにも展開してきつあります。

○石閻委員 今、努力をされてきたという御答弁をいただきましたが、その努力にもかかわらず理

解がされていない、大臣としては大変じくじたる思いをお持ちだらうというふうに思います。

今お話を伺つていると、先ほど、ベンクラブもまたルールがあるわけではありませんけれども、そのままほつておいて、ホームページなどは、例えは、反対の声明を出された先ほんですが、反対をされていたり、本当はそういう記事を書くマスコミや、こ

ういつたところに御説明をされてきたということなんですが、例えは、反対の声明を出された先ほんですが、反対をされていたり、本当はそういう記事を書くマスコミや、こ

ういつたところに御説明をされてきたんだでしょうか、それとも、そのままほつておいて、ホームページなどは、例えは、反対をされてきたんだとか、その

いは個別に丁寧な説明をされてきたのか、こういった具体的な説明の仕方というのを御答弁いたしました。

○大林政府参考人 今御指摘になられた、ベンクラブに対しても直接私どもが御説明するということはありませんでした。

委員がおっしゃるとおり、皆さんの理解を得るということは極めて重要なと考えておりました。私は先ほど、実際の今の要件、団体要件で処罰している事例をちょっと御紹介させていただきましたがけれども、それがかぶつて今度の共謀罪という形になっていますので、そういう現実的な处罚事例としてどういう形で運用がなされているか、こういう面についてもやはり御理解いただく必要があるかなと。それも含めまして、私ども、さらに検討させていただきたいと考えております。

○石閻委員 ホームページのお話をされました。いわゆるパブリックコメントというものはどちらなんでしょうか、ホームページ等を利用していかがでしょうか。

○南野国務大臣 まだとつていないと考えております。

○石閻委員 これは、これまで一度ならず提出をされてきた法案なんですが、今まで一度も行われていなかつたということでよろしいでしょうか。

おりますので、そこにはいろいろな御意見をいたしております。それから、日本弁護士連合会の弁護士さんもおられます。今回反対されている意見には、弁護士さんの委員の方も反対というか、最終的に、あるいはマスコミへの記者会見なり、そういうところでの説明に終始していたのか、あるいは個別に丁寧な説明をされてきたのか、こういったことなどは反対される議論もあった、この中には反対される議論もあった、このように承知しております。

○石閻委員 いわゆる有識者の方々が入られている審議会ということなんですが、一般の国民の間にはなかなかわかりづらい法案であって、不安が広がっているということですので、そういう方からパブリックコメントのような形で意見を伺つていいということだと思いますが、先ほど大臣がおっしゃったように、そういうお気持ちはあると充実させていきたい、そういうお気持ちはあると理解をいたしましたが、これはぜひパブリックコメントぐらいはとらないと、一部のいわゆる有識者の方々だけの審議会の意見でこれを強引に進めていくというのは私はいかがなものかと思うんですが、今後そのようなお考えをお持ちなんでしょうか。この法案を通すために、また、国民の理解を広げるために、パブリックコメントのようなものをお考えでしょうか。

○大林政府参考人 この法案につきましては、既に国会で御審議いただいております。それから、委員が御指摘のとおり、マスコミでもいろいろと報道されております。その中でいろいろな懸念なり御批判があることは、私ども承知いたしております。私ども、今すぐにはパブリックコメントという形をとることは考えておりませんけれども、いろいろな報道等で論じられていることであります。私ども、今すぐにはパブリックコメントといたしておけば、どういうお考えで同じものを、二回だめで、また同じものが出てきた。これはどういうお考えなんでしょうか。

ただ、そういうことが行われず同じものが、全く同じものがまた出てきた。こういうことについては、どういうお考えで同じものを、二回だめで、また同じものが出てきた。これはどういうお考えなんでしょうか。

○南野国務大臣 まさに国会承認をいたしておらず、その中でいろいろな懸念なり御批判があることは、私ども承知いたしております。私ども、今すぐにはパブリックコメントといたして、一層効果的に国際的な組織犯罪を防止することなどを目的とするものですので、国際社会の一員として、我が国としても早期に締結する必要がある。また、我が国における組織犯罪対策にも

また、同じ報告書の中に「国民的基盤の確立のための条件整備」という章がありまして、このように書いてあります。「分かりやすい司法を実現するためには、司法判断の基礎となる法令の内容自体を、国民にとって分かりやすいものとしなければならない。とりわけ基本的な法令は、広く国民や内外の利用者にとって、裁判規範としてのみならず行為規範としても、可能な限り分かりやすく、一般にも参照が容易で、予測可能性が高く、内外の社会経済情勢に即した適切なものとすべきである。」このように書かれております。

これを踏まえてつくるのであれば、今回提出された、非常に難解だと指摘もされておるこういった法案、このわかりやすい司法の実現と大変かけ離れたものになつてゐるんじゃないかなというふうに思いますが、大臣、まず、これを読まれて、認識をされているかということと、今回の難解という指摘がある条文のこの乖離についてどのようにお考えですか。

○南野国務大臣 法律の条文をわかりやすくするということ、これは大切なことだと思いますけれども、要件を紛れもなくきちんと書き切るために思いますが、大臣、まず、これを読まれて、やや複雑なものとなつてしまふということがあるのかなというふうに思います。もつともつとボリュームがあるものになつてしまふのかなと、國民にわかりやすくするということは、これは大切にしていきたいと思います。

先ほどの司法の問題でござりますけれども、これは國民的に法務省が展開していく改革の一つであります。司法というのは自分たちから縁遠いものと思つていたものを、もつと身近に感じほしいというような形で、今、司法制度の改革といふことにボイントを当てております。司法支援センターというようなものも来年の秋から展開するということでござりますので、そのためにはいろいろと、國民の方々の不安、不満、それから弁護とかそういう司法の問題について、気になることはどうぞ御相談に来てほしいということを、我々は開設していく、そして國民に優しい司法

というものを展開していくとしていますので、法務省が抱えている心は國民の方々に向かつていい、易しく御説明したいということは同じ心で展開しているものであります。

○石関委員

いろいろ今環境整備を行われているという御説明をいただきましたが、ぜひその気持ちというか哲学というのをまずこの条文に反映していただきたいなというふうに思います。いろいろ環境整備を行われているということですけれども、まず、そういったことより、この法律にそれを反映できないのかな、このように思います。

また、今御説明を伺いましたけれども、本当に熱意がどこまであるのかなというふうに、一つ一つ検証していくと、そんなような思いを私も抱かざるを得ない。今取りかかっている、取りかかっているということですが、なかなか、それが反映されるにはどれだけかかるんだろう、こういった大きな不安をまた覚えてしまします。

これは単純に言うと、大臣が今おっしゃったような哲学なりお気持ちというのを、単純に、法務省の中にもます広げて、國民の中に広げていくのであれば、まず第一歩として、例えば、法務省を指導するときに、政治家として、私のような素人にもわかるような条文にしなきゃだめよ、こういう指導をされて、また、司法制度改革審議会の意見書にも書いてあるでしょうと具体的な例示も挙げて指導されれば、法務省の中にもこういった大臣の精神というのは浸透していくのではないかと思うんですが、こういうことは、大臣、実際指示をされたり、今までやられてきたのでしょうか。

○南野国務大臣 なるべくいろいろとお話し合いをさせていただいております。

○石関委員 時間がなくなりましたが、簡潔に一点点だけ。

次に、条約の締結状況について簡単にお尋ねをいたします。

大臣、この法案の成立、大変急いでいるなどいうふうに私は印象を受けるんですが、先ほどもあ

りましたけれども、共謀罪というのは、これは成立しないとどんな影響があるのでしょうか。

○南野国務大臣 この法案が成立するまでは、我が国は国際組織犯罪防止条約やこれに附属する人身取引に関する議定書なども締結することができます。

国々がこの条約を締結しております。我が国においても、既に国会で承認いただいたものであります。

それが、我が国として、この条約を締結し、立ち向かっていくことが必要であります。安心・安全な国日本というものをこの中に位置づけたいと思っています。

また、この法案は、我が国におきまして組織犯罪による重大な被害が発生することを未然に防止し、國民の安心と安全を確保することにも貢献するものであると思いますので、このような治安に関する取り組みもおくれることになつてしまいます。

そういう意味で、法務省としましては、この法案につきまして、この委員会において御審議いたしました上で、できるだけ速やかに御成立をお願いしたいというふうに考えておる所存でござります。

○南野国務大臣

なるべくいろいろとお話し合いをさせていただいております。

○石関委員 時間がなくなりましたが、簡潔に一点点だけ。

次に、条約の締結状況について簡単にお尋ねをいたします。

大臣、この法案の成立、大変急いでいるなどいうふうに私は印象を受けるんですが、先ほどもあ

りましたけれども、共謀罪と言われる法律、強制執行妨害の法律、ハイテク犯罪、三つ出ているんですけど、これは何で一本の法律で出てきたんですか。この内容、ばらばらじゃないですか。どうしてこういうのを一本の法律で出してきたのか、ちょっと大臣の方から説明していただけますか、これは閣法なので。

○塩崎委員長 次に、高山智司君。

○高山委員 民主党の高山智司でございます。

まず、個別の質問に入る前に、大臣にちょっと伺いたいのです。

今回、いわゆる共謀罪と言われる法律、強制執行妨害の法律、ハイテク犯罪、三つ出ているんですけど、これは何で一本の法律で出てきたんですか。この内容、ばらばらじゃないですか。どうしてこういうのを一本の法律で出してきたのか、ちょっと大臣の方から説明していただけますか、これは閣法なので。

○南野国務大臣 今回の法案におきましては、三本、あれどいかかうかということでございますが、近年における犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化、そういう現状にかんがみまして、一点目として、国際組織犯罪防止条約の締結に伴う法整備として刑法及び組織的犯罪处罚法等の改正を、そして二点目として、強制執行を妨害する

アジア諸国の状況でございますが、今委員御提示にございました、中国については二〇〇三年に締結済みでござります。マレーシアは二〇〇四年に締結済みでござります。

行為等についての処罰規定の整備として刑法及び組織的犯罪処罰法等の改正を、それから三点目として、ハイテク犯罪に対処するとともに、サイバー犯罪条約を締結するための法整備として刑法及び刑事訴訟法等の改正を行うこととしております。このうち一点目とそれから二点目の法整備についてのお尋ねもそうなんですが、これらは犯罪の国際化の状況に対処するためという点で共通するところがあります。または、刑法を改正するという点でも共通しておりますので、一括の法案として御審議いただくのが適当であるということの考え方によつて提案させていただいております。

○高山委員 今の大臣の御説明ですと、一番目の

いわゆる共謀罪とハイテク犯罪、これは国際化と

いうこと、あと、条約があるからねということで

共通しています、それ以外は刑法の改正だとい

うですけれども、刑法の改正ということを言つた

ら、これは全部共通しちゃいますよ、法務省が出

してくるものはほとんど。

私は、少なくとも強制執行妨害は別建てで出し

ていただいてもいいんじゃないかなと思いますけ

れども、大臣、これはちよつと、種類が違うもの

を余りにもませ過ぎているというふうに思ひませ

んか。ひよつとすると、何か、どうくさに紛れ

て、我々の反対しにくいものを入れて、処罰の範

囲を拡大するようなことをやつておられるんじゃ

ないかと。実際、今までそういう議論をずっとし

ていますからね、これは処罰の拡大につながる危

険なものだという。何かちよつとそういう意図を

感じてるんですけども。

まさかとは思ひますけれども、大臣、もう一度

確認しますけれども、明らかに強制執行妨害は

ちょっと質が異なりますよね、強制執行妨害だけ

は。どうですか、大臣。

○南野国務大臣 いろいろ先生のお話がございま

したけれども、T.O.C.、これは強制執行妨害とい

うようなこともあります、組織性ということでは、

これはまた共通している点があるということです。

○高山委員 大臣がおっしゃるとおり、組織的

に思ひますし、また、この法案を出して何とかか組織的犯罪処罰法等の改正を、それから三點目として、ハイテク犯罪に対処するとともに、サイバー犯罪条約を締結するための法整備として刑法及び刑事訴訟法等の改正を行うこととしております。このうち一点目とそれから二点目の法整備についてのお尋ねもそうなんですが、これらは犯罪の国際化の状況に対処するためという点で共通するところがあります。または、刑法を改正するという点でも共通しておりますので、一括の法案として御審議いただくのが適当であるということの考え方によつて提案させていただいております。

○高山委員 本当に腹黒いかどうかというのはこ

れからちよつと検証していきますけれども、先ほ

ども、まず、問題となつてある共謀罪の方で、条

約があるので、こういうような共謀罪、日本の法

制にはなじまない部分もあるけれどもつくらな

きやいけないので、という御説明がありましたけれ

ども、先ほども同僚議員が質問しましたように、

条約がなかつた場合に、共謀罪をつくる上での国

内での立法事実はあるんですか。つまり、国内で

こういう共謀罪という類型が違う罪を新しくつく

る何か必要性があつたんでしようか。要するに、

国際性に關係なく聞いてるんです。

○南野国務大臣 なぜ共謀罪を新設する必要があ

るのかということをございます。

これは、組織的な犯罪は、計画または準備段階

に関与するものが多く存在いたしました。計画性が

高度であつたり、組織の指揮命令等に基づいて行

われることでありますから、犯罪の実行に至る可

能性が高くなっています、それは先生も御存じだと

思ひます。

また、一たび犯罪が実行されてしまふと、

これは重大な結果や莫大な不正な利益を生ずること

ないかと。実際、今までそういう議論をずっとし

ていますからね、これは処罰の拡大につながる危

険なものだという。何かちよつとそういう意図を

感じてるんですけども。

そこで、我が国としても、同条約を締結しまし

て、国際社会と協力して、国際はだめとおっしゃ

るけれども、国際社会と協力して一層効果的に国

際的な組織犯罪を防止する。そのためにも、この

の実行に着手する前の段階の一定の行為を処罰の

対象とすることが不可欠であろうというふうな観

点からでございます。

そこで、我が国としても、同条約を締結しまし

て、国際社会と協力して、国際はだめとおっしゃ

るけれども、国際社会と協力して一層効果的に国

際的な組織犯罪を防止する。そのためにも、この

の実行に着手する前の段階の一定の行為を処罰の

対象とすることが不可欠であろうというふうな観

点からでございます。

○高山委員 大臣、今の話を伺つて聞きたいんで

すけれども、確かに、振り込み詐欺というのは非

常に凶悪な犯罪ですよ。だけれども、そういう

例えば電話をそろえたり、あるいは相談をした段

階で、既に共謀罪の既遂として罰する必要はあり

ますか。大臣、ちよつとこれは伺いたいのです。

○南野国務大臣 そもそも共謀といいますのは、

特定の犯罪を実行しようという具体的のそれから現

に思ひますし、また、この法案を出して何とかか

んとか、腹黒いと言つたら悪いんですが、そうい

うなことは我々は考えておりません。これは

うような

ことは

純粹に法務省としての検討をさせていただこうと

しているところでございます。

○高山委員 本当に腹黒いかどうかというのはこ

れからちよつと検証していきますけれども、先ほ

ども、まず、問題となつてある共謀罪の方で、条

約があるので、こういうような共謀罪、日本の法

制にはなじまない部分もあるけれどもつくらな

きやいけないので、という御説明がありましたけれ

ども、先ほども同僚議員が質問しましたように、

条約がなかつた場合に、共謀罪をつくる上での国

内での立法事実はあるんですか。つまり、国内で

こういう共謀罪という類型が違う罪を新しくつく

る何か必要性があつたんでしようか。要するに、

国際性に關係なく聞いてるんです。

○南野国務大臣 なぜ共謀罪を新設する必要があ

るのかということをございます。

これは、組織的な犯罪は、計画または準備段階

に関与するものが多く存在いたしました。計画性が

高度であつたり、組織の指揮命令等に基づいて行

われることでありますから、犯罪の実行に至る可

能性が高くなっています、それは先生も御存じだと

思ひます。

また、一たび犯罪が実行されてしまふと、

これは重大な結果や莫大な不正な利益を生ずること

ないかと。実際、今までそういう議論をずっとし

ていますからね、これは処罰の拡大につながる危

険なものだという。何かちよつとそういう意図を

感じてるんですけども。

そこで、我が国としても、同条約を締結しまし

て、国際社会と協力して、国際はだめとおっしゃ

るけれども、国際社会と協力して一層効果的に国

際的な組織犯罪を防止する。そのためにも、この

の実行に着手する前の段階の一定の行為を処罰の

対象とすることが不可欠であろうというふうな観

点からでございます。

○高山委員 大臣、もうちょっと私は答えやすい

質問のつもりだったんですけども。

それはさておき、先ほどの刑事局長の御答弁だ

と、何か電話を用意したりなんなりと言いました

けれども、それはもう共謀を超えてるじゃない

ですか。共謀のいわゆる顯示行為が見えるんじゃ

ないです、電話を用意したりなんなりとなる

ですか。共謀のいわゆる顯示行為が見えるんじゃ

ないです、だから、相談しただけで、共謀だけで罰する

といふのではなく、電話を用意したりなんなりとなる

あるというようなことでつくられた新しい犯罪なんでしょうか。どちらなんですか、これは。

○南野国務大臣

今、情報など高度化されておりまして、そういうような関連の中から、国内の問題もありますし、それを超えた国際的な課題というのもあるというふうに思っております。

○高山委員 これは、僕、今回時間が少ないのですが、ちょっととピンポイントで聞きたいんですけれども、ウイルスを作成する罪のものがありますね。この条文を見ますと、人が電算機を使用する際してその意図に沿うべき動作をさせますとか、その意図に反する命令をしたとか、こう書いてあるんですけど、この意図とはだれの意図のことなんでしょうか。この主体はだれですか。この条文の主体を聞いています。細かい話なので、ちよつとピントで聞きたいんですけれども、ウイルスを作成する罪のものがありますね。この条文を見ますと、人が電算機を使用する際に際してその意図に沿うべき動作をさせますとか、その意図に反する命令をしたとか、こう書いてあるんですけど、この意図とはだれの意図のことなんでしょうか。この主体はだれですか。

○高山委員 これは、僕、今回時間が少ないんですけれども、ウイルスを作成する罪のものがありますね。この条文を見ますと、人が電算機を使用する際に際してその意図に沿うべき動作をさせますとか、その意図に反する命令をしたとか、こう書いてあるんですけど、この意図とはだれの意図のことなんでしょうか。この主体はだれですか。

○高山委員 確かに、一般的に、コンピューター・ウイルスが入つてくると、持ち主である自分の全く予想もしないような画面になっちゃつたりして困る、これは罰する必要があるなというのは当然のことだと思います。

大臣はインターネット等は結構やられますか。

○大林政府参考人 その意図というのは、その電子計算機を使用する人でございます。

○高山委員 確かに、確かに、一般的に、コンピューター・ウイルスが入つてくると、持ち主である自分の全く予想もしないような画面になっちゃつたりして困る、これは罰する必要があるなというのは当然のことだと思います。

大臣はインターネット等は結構やられますか。

○大林政府参考人 その意図というのは、その電子計算機を使用する人でございます。

○高山委員 これは、副大臣あるいは政務官はかなりもうやられていると思うので、御存じのことだと思います。

大臣はインターネット等は結構やられますか。

○大林政府参考人 そんなにやつております。

○高山委員 これは、副大臣あるいは政務官はかなりもうやられていると思うので、御存じのことだと思います。

大臣はインターネット等は結構やられますか。

○大林政府参考人 そんなにやつております。

○南野国務大臣 先生御指摘のいわゆるポップ

アップ広告、先生もよくごらんになるんですか。

(高山委員いや、僕は余り見ません」と呼ぶ)

近時、多くのホームページに利用されているもので、一般的に申し上げれば、インターネットを

利用する者は通常その存在を知っていると思います。

でも、ウイルスを作成する罪のものがありますね。

この条文を見ますと、人が電算機を使用する際に際してその意図に沿うべき動作をさせますとか、その意図に反する命令をしたとか、こう書いてあるんですけど、この意図とはだれの意図のことなんでしょうか。この主体はだれですか。

○高山委員 いや、常識的にはポップアップ広告

がこれに当たるということは当然ないと思うんで

すよ。ただ、そういうものの存在をみんなが知つて

ているということ、それが意に反するかどうか

というのは、これはまた分けて議論する必要があ

ります。

○高山委員 いや、常識的にはポップアップ広告

がこれに当たるということは当然ないと思うんで

すよ。ただ、そういうものの存在をみんなが知つて

いるということ、それが意に反するかどうか

というのは、これはまた分けて議論する必要があ

ります。

アップ広告の表示が社会的に許容されているかどうかというのがまず一つの問題だと思います。

確かに、おっしゃるように、使用者によっては望まないという方もあるかもしれませんが、そのようなものであろうかな

で、一般的に申し上げれば、インターネットを

利用する者は通常その存在を知っていると思います。

でも、ウイルスを作成させたというふうに言えるかどうか

というと、今の役割といいますか、それから考え

ると、それには当たらないだろう。あるいは、不

正な指令という構成要件に当たるかというと、や

はりこれもならないということで、構成要件には

当たらないというふうに考えております。

○高山委員 いや、これは、今僕が例に出したの

はポップアップ広告ですけれども、大臣、最近、

インターネットネットを余りやられないと、私も余り見

ませんからわかりませんけれども、非常に有害な

サイトが多いですよ、アダルトサイトだとこそ

いうのが。それで、今、コンピューターで設定

して、子供を見せないように、パスワードをやら

ないといきませんとか、そういう有害なサイト、

お酒とかたばこのサイトにはアクセスできません

よ、こういう制限をかけることができるんです

よ。

だけれども、またこれもイタチごっこでして、

そういう制限をかけているパソコンであっても、

ぽんぽん出てきちゃうようなページもあるんですよ、そういうページにちょっと飛んだだけで。では

は、こういうのはこのウイルスに当たるんでしょ

うか。

○大林政府参考人 なかなか、個別の事案について

ができないでいるわけです。そうすると、これはウイ

ルス同様のものと考えて、こういうポップアップ

クしてますと。つまり、みんな見たくないか

ら、そういうのはブロックするようにできている

んですよ、アンチウイルスソフトで。こういうの

が知っていると思うんですけど、けれども、例え

ばこのポップアップ広告も、今当然、委員の先生方も

使われている普通の標準的なソフトだと、ポップ

アップブロックしましたと出ますよ、幾つブロッ

クしてますと。つまり、みんな見たくないか

ら、そういうのはブロックするようにできている

ります。

○高山委員 今、インターネットの世界の特に広

告は、いかにしてページを見ている人に目立つよ

うにするかということで、これは日進月歩なんです

よ。だから、今はもう携帯電話のものでも、今度

横にずっとニユースとかそういう情報が出るよう

なものとか、どんどん新しいものが出てきている

わけですね。だから、これはインターネット広告

の人にしてもみれば、新しい表現方法をどんどん

今考えて、そういうポップアップブロックだと

かも、こういうのもクリアして何とか見せるよう

に当然これは日々努力されていると思うんですけど

けれども、私は、そういうのが犯罪的行為だとは

思いません。私は、そういうのは当然許されるべ

き広告の活動だと思っているのです。

そういう理解に立った上で、念のため聞きます

けれども、サイバー犯罪条約、この条約の方で

は、一体、ウイルスを作成したりあるいは使つた

りすることの罪に関して、どういうふうな規定に

なつてているんですか。いただいた本の七十六ペー

ジぐらいに書いてある気がしますけれども。

もしわからぬようだつたら、ちょっと時計を

とめていただいて。

○塩崎委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○塩崎委員長 速記を起こしてください。

辻参考官。

○辻政府参考人 条約上の規定ですので、私の方

からお答えさせていただきます。

○塩崎委員長 速記を起こしてください。

辻参考官。

○塩崎委員長 速記をとめてください。

○塩崎委員長 速記を起こしてください。

辻参考官。

○塩崎委員長 速記をとめてください。

辻参考官。

○塩崎委員長 速記をとめてください。

辻参考官。

○塩崎委員長 速記をとめてください。

ですけれども、通信の自由というのは、人がだれと話したりなんなりというのが保障されているだけじゃなくて、通信の有無これも公権力や他人に知られないということが保障されているというふうに私は理解しているんですけども、そうすると、ちょっとこれは憲法上問題ありませんかね。

○大林政府参考人 御案内のとおり、いわゆる通信傍受については通信傍受法というものがあります。これは条件が非常に厳しくなっている、対象も限られている、しかも、それは両当事者が通話中のものを聞く、しかも、両当事者の同意を得ないで聞く、こういう性質のものでございます。ですから、通信の自由というのは非常に広い範囲でございますけれども、今度の場合には、業者が業務上保管している、どこからどこへの通信があつた、そういう履歴について保存していただくようにお願いするということですので、通信傍受法的な厳格な要件を定められている、そういうものではないということをございます。

○高山委員 いや、今、政府参考人、厳格な要件を定めていないから問題だと言つてはいるんですよ、私の方は。通信の自由というのは、どこに、だれに電話した、あるいはメールを出した、こういう履歴を人に知られたくないんですよ。だから、そういうことは厳格な要件をもつとしてしか開示してはいけないはずなんじやないですか、なのに要請程度でいいんですか、令状主義を潜脱することにはなりませんか、こういう質問なんですけれども。

○大林政府参考人 繰り返しになつて恐縮でござりますが、今の保全要請は、中身自体、例えばこれからどこまでということ自体は、これはあくまでも令状じゃなければ差し押さえられないことになつております。例えば、いつからいつまでの間、この携帯電話から発信された、そういう記録を残していくくださいということで、その時点では内容自体に触れる要するに、個人的な通信内容に触れるような問題ではございませんので、

それについてはお願いする。しかし、最終的にその情報を探査機関として手に入れるということになりますと、令状によって差し押さえられるという手段が必要ですので、憲法上の問題はないというふうに考えております。

○高山委員 質疑時間が終わりましたけれども、今の答弁を聞いていても、通信の内容にわたるものではないから、履歴だから、通信の自由の保護の範囲外であるというような、そういう答弁だったようには思えましたけれども、それはちょっとと解釈違いだなと思いますね。通信の履歴そのものも極めてプライバシーにかかる、保護の対象にならなければいけないのですから、私はこの点、まだ疑惑を持っているということを申し上げて、きょうは質問を終わりたいと思います。

○塩崎委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 杜民党的保坂展人です。

大林局長に伺いたいのですが、今回、共謀罪の共謀というものは独立して成立する概念なんでしょうか。独立して共謀罪というものは成立する、独立犯なんですか。

○大林政府参考人 そのとおりでござります。

○保坂(展)委員 とすれば、共謀罪の既遂、未遂、こう分かれるわけですね。そう理解していく上で、既遂して成立する犯罪であれば、共謀罪が成立したのは既遂状態ですよね。それが成立していない状態を未遂、そういうふうに判断、いや、未遂の罰則がないということを聞いてるんじゃないんです。概念としてそう整理できますか。

○大林政府参考人 正確に理解しているかどうかわかりませんが、共謀という行為によつて直ちに既遂に入りますので、未遂という概念はちょっとないんじやないかなと。いわゆる講学上、状态犯という分類に入ると思います。

○保坂(展)委員 というと、共謀という行為の中身をちょっと考えていただきたいんですけども、具体的に言つていきたいと思います。例えば、オーバー

シャツ党と名乗るようなそういう若者のグループがいた、これは継続的に犯罪をやつているわけですから要件にはまると思うんですが、公園の一角に集まつた、リーダー格が次はどうしようかと言つた、これはもう既遂ですか。

○大林政府参考人 共謀の解釈といたしましては、二人以上の者が特定の犯罪を実行する具体的、現実的な合意をすることをいいます。ですか

ら、今おっしゃる意味は、提案した、そこで合意がなければ共謀罪は成立しないということをございます。

○保坂(展)委員 では次に、メンバーが、十二時過ぎにあの駅裏がいい、いつもの手順でやろうと言つたら、成立ですか。

○大林政府参考人 今の共謀の問題で既遂でも、共謀罪という意味においては今の形では足りないと思います。というのは、窃盜をやろうといふ形で、やろうと感じた場合に、これは窃盜の共謀としては成立すると思います。しかしながら、共謀罪というものは、団体要件がありますから、したがつて、分担を決めるとか、ですから、共謀の内容がもつと具体的でなければ今度の法案の共謀罪は成立しないというふうに考えます。

○保坂(展)委員 しかし、いつもの手順でやろうというのが、いつも、例えば、オートバイは二台でこいつが運転するとか、後ろに乗るやつがひつたくるとか、いつもの手順、もう細かく言わなくともわかる、十二時の駅裏といえど、ああ、こういう感じだとイメージを持つたといつたら、共謀成立じゃないですか。

○大林政府参考人 ケース・バイ・ケースではござります。ただ、委員がおっしゃるような場合に共謀罪が成立することもあると思います。

○保坂(展)委員 その次に、また別のメンバーが、その時間まづいよ、別のグルーブが来るかもしない、やめようというふうに言つた場合は、これは共謀の中止に当たるのか。あるいは、先ほど言つた、いわば、結局最終的な合意というの

前にどうもやろうという空気になつた、だけれども、最終結論はやめておこう。これはどうなんじようか。これは共謀の未遂じゃないか、あるいは、既遂なのか。

○大林政府参考人 二通り考え方だと思います。

一つは、今委員が設定されたように、これと言えば今までの犯罪形態が一遍に再現できるような共謀が成立するという場合は共謀罪が成立すると

思います。

ただ、委員が今おっしゃられたように、例えば、これはまずいよというのが、それは一つの共謀の中の一場面である、ですから、本格的というのにおかしいですけれども、いわゆる共謀罪が成立したと言えるのかどうか。それはケース・バイ・ケースで、今のような思考段階が入るものにはさつきのように、これ、という感じの指示で全部動くような状態とは言えないのではないかとういう場合もあり得るのかな、そういうふうな感じがいたします。

○保坂(展)委員 共謀は、開始された途端にそれはもうすなわち既遂である、未遂というのはあります。ただ、これはどちら細かく分けて聞いたわけですが、どうも今のお話を聞いていると、共謀に至らぬ場合というのもあるように聞こえるんですが、それは、このところ、例えば共謀罪というと共同正犯、そういうことは今までもあつたんじゃないのというような声もあります。

この場合の共謀と今回の共謀罪の共謀というのは、同一の定義だという理解でいいですか。

○大林政府参考人 いわゆる練馬事件に関する最高裁の判決におきまして、共謀共同正犯における共謀につき、二人以上の者が、特定の犯罪を行ふため、共同意思のもとに一体となつて互いに他人の行為を利用し、各自の意思を実行に移すことを行ふとする謀議である旨判示しております。

○保坂(展)委員 共謀罪の共謀として必要とされる合意内容とは同一の内容だというふうに考えております。

○保坂(展)委員 それで、この共謀共同正犯の場

合は、主観的な要件として、共同実行するという意思があること、そして、大体その客観的な要件として、共同実行がされたということ、この二番目があるわけですね。今回の共謀罪は二番目がないわけで、しかし概念としての共謀は同じだと。

それと、さらに進めて聞いていきたいんですけども、いろいろ調べてみると、判例では、共謀というのは、むしろ、会議を開いて役割分担をして、君はあそこ、おまえはここで見張りとか、そういうことを全部決めてやらなくていい、明示的なものでなくして暗黙でもいい、これは默示的な共謀なんですかね、こういうことも言われていますし、また、順次共謀といって、一堂に会さないで一人一人に伝達していく、こういうことでもないとされています。

さらに、最高裁判所の最近の判決だと思いますが、平成十五年五月一日の最高裁判決で、暴力団の組長がけん銃をボディーガードに所持させていたという事件の判例がござりますね。ここでは、組長、被告人がけん銃を持つなという指示をしていましたことを弁護側は主張したようですが、これは、至近距離にボディーガードを置かないことによって不法所持の罪に問われまいという行為であって、けん銃所持者と被告人の間には默示的な意思の連携があるて、共謀共同正犯に該当するとなっていますよね。

いわばこの解釈を今回の共謀罪の共謀にも準用できるとお考えですか。

○大林政府参考人 これも、やはり証拠の判断といいますか、ケース・バイ・ケースではないかと思います。確かに、委員がおっしゃるように、共謀を認定するものはいろいろな形態、先ほどおっしゃられた順次共謀もあります、それから、默認による共謀もあります。ですから、それが具体的な犯罪に対して、犯罪をしようという主体的な合意である以上は共謀と言えると思います。

今回も、先ほどもちょっと申し上げましたが、

合意は、主観的な要件として、共同実行するという意思があること、そして、大体その客観的な要件として、共同実行がされたということ、この二番目があるわけですね。今回の共謀罪は二番目がないわけで、しかし概念としての共謀は同じだと。

それと、さらに進めて聞いていきたいんですけども、いろいろ調べてみると、判例では、共謀というのは、むしろ、会議を開いて役割分担をして、君はあそこ、おまえはここで見張りとか、そういうことを全部決めてやらなくていい、明示的なものでなくして暗黙でもいい、これは默示的な共謀なんですかね、こういうことも言われていますし、また、順次共謀といって、一堂に会さないで一人一人に伝達していく、こういうことでもないとされています。

さらに、最高裁判所の最近の判決だと思いますが、平成十五年五月一日の最高裁判決で、暴力団の組長がけん銃をボディーガードに所持させていたという事件の判例がござりますね。ここでは、組長、被告人がけん銃を持つなという指示をしていましたことを弁護側は主張したようですが、これは、至近距離にボディーガードを置かないことによって不法所持の罪に問われまいという行為であって、けん銃所持者と被告人の間には默示的な意思の連携があるて、共謀共同正犯に該当するとなっていますよね。

いわばこの解釈を今回の共謀罪の共謀にも準用できるとお考えですか。

○大林政府参考人 これも、やはり証拠の判断といいますか、ケース・バイ・ケースではないかと思います。確かに、委員がおっしゃるように、共謀を認定するものはいろいろな形態、先ほどおっしゃられた順次共謀もあります、それから、默認による共謀もあります。ですから、それが具体的な犯罪に対して、犯罪をしようという主体的な合意である以上は共謀と言えると思います。

今回も、先ほどもちょっと申し上げましたが、

合は、主観的な要件として、共同実行するという意思があること、そして、大体その客観的な要件として、共同実行がされたということ、この二番目があるわけですね。今回の共謀罪は二番目がないわけで、しかし概念としての共謀は同じだと。

それと、さらに進めて聞いていきたいんですけども、いろいろ調べてみると、判例では、共謀というのは、むしろ、会議を開いて役割分担をして、君はあそこ、おまえはここで見張りとか、そういうことを全部決めてやらなくていい、明示的なものでなくして暗黙でもいい、これは默示的な共謀なんですかね、こういうことも言われていますし、また、順次共謀といって、一堂に会さないで一人一人に伝達していく、こういうことでもないとされています。

さらに、最高裁判所の最近の判決だと思いますが、平成十五年五月一日の最高裁判決で、暴力団の組長がけん銃をボディーガードに所持させていたという事件の判例がござりますね。ここでは、組長、被告人がけん銃を持つなという指示をしていましたことを弁護側は主張したようですが、これは、至近距離にボディーガードを置かないことによって不法所持の罪に問われまいという行為であって、けん銃所持者と被告人の間には默示的な意思の連携があるて、共謀共同正犯に該当するとなっていますよね。

いわばこの解釈を今回の共謀罪の共謀にも準用できるとお考えですか。

○大林政府参考人 これも、やはり証拠の判断といいますか、ケース・バイ・ケースではないかと思います。確かに、委員がおっしゃるように、共謀を認定するものはいろいろな形態、先ほどおっしゃられた順次共謀もあります、それから、默認による共謀もあります。ですから、それが具体的な犯罪に対して、犯罪をしようという主体的な合意である以上は共謀と言えると思います。

今回も、先ほどもちょっと申し上げましたが、

合は、主観的な要件として、共同実行するという意思があること、そして、大体その客観的な要件として、共同実行がされたということ、この二番目があるわけですね。今回の共謀罪は二番目がないわけで、しかし概念としての共謀は同じだと。

それと、さらに進めて聞いていきたいんですけども、いろいろ調べてみると、判例では、共謀というのは、むしろ、会議を開いて役割分担をして、君はあそこ、おまえはここで見張りとか、そういうことを全部決めてやらなくていい、明示的なものでなくして暗黙でもいい、これは默示的な共謀なんですかね、こういうことも言われていますし、また、順次共謀といって、一堂に会さないで一人一人に伝達していく、こういうことでもないとされています。

さらに、最高裁判所の最近の判決だと思いますが、平成十五年五月一日の最高裁判決で、暴力団の組長がけん銃をボディーガードに所持させていたという事件の判例がござりますね。ここでは、組長、被告人がけん銃を持つなという指示をしていましたことを弁護側は主張したようですが、これは、至近距離にボディーガードを置かないことによって不法所持の罪に問われまいという行為であって、けん銃所持者と被告人の間には默示的な意思の連携があるて、共謀共同正犯に該当するとなっていますよね。

いわばこの解釈を今回の共謀罪の共謀にも準用できるとお考えですか。

○大林政府参考人 これも、やはり証拠の判断といいますか、ケース・バイ・ケースではないかと思います。確かに、委員がおっしゃるように、共謀を認定するものはいろいろな形態、先ほどおっしゃられた順次共謀もあります、それから、默認による共謀もあります。ですから、それが具体的な犯罪に対して、犯罪をしようという主体的な合意である以上は共謀と言えると思います。

今回も、先ほどもちょっと申し上げましたが、

○保坂(展)委員 わかりました。しかし、逆に引き算をしてみれば、八割を残すところの二割は暴力団関係者じゃない人たちということになろうかと思います。それらの暴力団関係者とか、あるいは、これはよく我々も混同してしまうのですが、この強制執行妨害には団体性、組織性の要件はかかるつてないですよね、それ 자체としては。そのはずです。そうでしょう。

だから、今までの現行法の九十六条の二で、「強制執行妨害、これは「強制執行を免れる目的で」、これが「妨害する目的で」というふうに幅が若干広がっている」ということと、一つ一つ見ていくと、これまでには、強制執行を受ける対象の財産を隠匿したり、損壊したり、仮装譲渡したり、仮装債務という形で偽装したりというものが处罚対象だったのに対して、現状改変、価格減損、あるいは金銭、財産の無償の譲渡、あるいは低額な利益な譲渡、こういったものが問題である。問題であるというよりは处罚対象だというふうに書かれているんですね。

私は、特に、この提案されている九十六条の二の三、「金銭執行を受けるべき財産について、無償その他不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為」、ここをちょっと読んで考えてみたのですが、こういうことはないといいなと思いつながら聞きますけれども、例えば、会社の業績が大変不振である、給料が出ない、半年ローンが払えなかつたサラリーマンの方がいらっしゃつた。これは、追い詰められて債務超過状態になりました。このことは、高3生の息子もよく知っています。そして、いよいよ強制執行の対象になりそうだ、あるいは、なりかけているというか、そういうことにもうなるだろうというときに受験に合格した。これだけ朗報だったわけですね、この方にとつては。このときのためにずっと長いこと積み立ててきた学資保険が満期になつた。二百万円、二百五十万円、それが満期になりました。さて、それでは、このサラリーマンの方が大学の入学金を払い込む、そして残りのお金を、これ

で上京してアパートでも借りて、お父さんはもう仕送りは無理だよ、アルバイトでもして自活しないとやつた場合はどうなんですか。この条項に思いますが、これはよく我々も混同してしまうのですが、この強制執行妨害には団体性、組織性の要件はかかるつてないんですよね、それ 자체としては。そのはずです。そうでしょう。

だから、今までの現行法の九十六条の二で、「強制執行妨害、これは「強制執行を免れる目的で」、これが「妨害する目的で」というふうに幅が若干広がっている」ということと、一つ一つ見ていくと、これまでには、強制執行を受ける対象の財産を隠匿したり、損壊したり、仮装譲渡したり、仮装債務という形で偽装したりというものが处罚対象だったのに対して、現状改変、価格減損、あるいは金銭、財産の無償の譲渡、あるいは低額な利益な譲渡、こういったものが問題である。問題であるというよりは处罚対象だというふうに書かれているんですね。

私は、特に、この提案されている九十六条の二の三、「金銭執行を受けるべき財産について、無

償その他不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為」、ここをちょっと読んで考えてみたのですが、こういうことはないといいなと思いつながら聞きますけれども、例えば、会社の業績が大変不振である、給料が出ない、半年ローンが払えなかつたサラリーマンの方がいらっしゃつた。これは、追い詰められて債務超過状態になりました。このことは、高3生の息子もよく知っています。そして、いよいよ強制執行の対象になりそうだ、あるいは、なりかけているというか、そういうことにもうなるだろうというときに受験に合格した。これだけ朗報だったわけですね、この方にとつては。このときのためにずっと長いこと積み立ててきた学資保険が満期になつた。二百万円、二百五十万円、それが満期になりました。さて、それでは、このサラリーマンの方が大学の入学金を払い込む、そして残りのお金を、これ

お母さんの形見だからとか、娘に対してそれを物

品として上げた、この行為はどうですか。

○大林政府参考人 これも個々具体的な事案によるのではないかというふうに思います。

私が今申し上げているとおり、一つの家族内の、世間的な常識において、それは強制執行妨害をするためのものではない。例えば形見とか、それは特殊な物品ですし、逆に言えば、よく言われるのは、財産をあえて奥さん名義にして執行を受けた債務者が家族や近親者に金銭や物品を譲渡する場合であっても、強制執行を受けるおそれのある状況のもとで、強制執行を妨害する目的に

ござります。

ただ、一般論として申し上げますと、強制執行を受けた債務者が家族や近親者に金銭や物品を譲渡する場合であっても、強制執行を受けるおそれ

のある状況のもとで、強制執行を妨害する目的に

ござります。

しかしながら、今お聞きしていると、子供に対する養育的な、そういう色彩が強いように思われます。ですから、それは債務者であつても当然家族を養わなくてはなりませんし、そういう債務の本旨に従つた履行というものは、金銭執行の引き

いて、犯罪は成立するというふうには考えられないのじやないかと思っております。

○保坂(展)委員 そういうことを、どこの条文で

我々は読み取ればいいんでしょうか。

○大林政府参考人 今申し上げたように、強制執

行を妨害する目的というのが構成要件になつてい

ます。今の御趣旨だと、それは一つの扶養行為の一部として金銭譲渡しているわけですから、この

要件にまず当たらないのではないかと思ひます。

○保坂(展)委員 ただ、そのサラリーマンの方は

頭裏に、まとまつた、満期になつた学資保険の金

額、請求されているいわば負債、しかし、これは

強制執行を受ける客観的な状況が必要だ。これは

強制執行妨害というのは、判例において、やはり

委員も御案内かもしれませんけれども、従来の強制執行妨害というのは、判例において、やはり強制執行を受ける客観的な状況が必要だ。これはもう御案内とのおり、債権者と債務者の間ではいろいろなやりとりがあります。それで、そういうふうに意識したかもしれない。この程度では妨害に当たらないということですか。

○保坂(展)委員 それは弁護士の知識づけ、これをもとに実行され

成立しますよとか、そういうものを教授する場合に、そういうことで仮に自分の法律相談的な報酬を受け取つたということが直ちにこの今の条文に当たるものではないというふうに感じます。

○保坂(展)委員 これは三法案一体として提出さ

れていますから、この法案が成立すれば、かかる

刑罰に当たるものについては、やはり判例上の

轉りがありまして、執行を受けるべき客観的な状況の上で、それを認識しながらやつたというふうに言えますでしょか。例えば、そこに団体

性、組織性の要件がその弁護士も含めて何らかの

形で立証された場合はありますか。

○大林政府参考人 これもやはり事例の設定の仕

方だと思います。

仮に、そういう強制執行妨害を、専らそれをす

おります。

○保坂(展)委員 例えば九十六条の五に、「報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に關して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万以下の罰金に處し、又はこれを併科する。」とありますけれども、これは事前の説明だと、暴力団の組長とか、そういうた

犯組織団のトップなどと説明を受けました。例えば、本当に多重債務で焦げついて、九死に

一生を得たいという思いで弁護士に駆け込んだ、そしてその弁護士がいろいろな例を挙げてアドバ

イスした。こういうシーンには全く当てはまらないものなんですか。

○大林政府参考人 これも事案によると思いま

す。

弁護士さんは、いろいろな法律的な知識を依頼者に對して教えるといいますか、そういう職務を

担つています。ですから、例えば、例えばでまた申しわけないんですけども、依頼者と特殊な関係、昔からの親しい関係にある、それではおまえはこうしるという形で具体的な犯行を示唆する

場合は、それは弁護士さんでも教唆罪なり帮助犯が成立する場合があると思います。

ただ、委員がおっしゃるよう、法律的な知識、こうなるところなる、例えばそういう犯罪が

成立しますよとか、そういうものを教授する場合に、そういうことで仮に自分の法律相談的な報酬を受け取つたということが直ちにこの今の条文に当たるものではないというふうに感じます。

○保坂(展)委員 これは三法案一体として提出さ

れていますから、この法案が成立すれば、かかる

刑罰に当たるものについては、やはり判例上の

轉りがありまして、執行を受けるべき客観的な状況の上で、それを認識しながらやつたというふうに言えますでしょか。例えば、そこに団体

性、組織性の要件がその弁護士も含めて何らかの

形で立証された場合はありますか。

○大林政府参考人 これもやはり事例の設定の仕

るという犯罪組織があつたとします。それに弁護士さんが加わつて活動をしている。それは、その場合には当たるかもしません。

ただ、今おっしゃられた、割合と対人関係的な、法律相談的なものについては本件の共謀罪が当たるとは到底考えられません。

○保坂(展)委員 答弁を聞けば多少は安心はするのですが、だつたら、なぜもつとしつかりそういう誤解というか、読んでいる限りはそういうことを事例として考へ得るわけですから、これはやはりもう少しちょつと絞り込んでほしいなと思います。

労働組合について最後に伺います。

会社が倒産する。倒産する前に労働組合が未払い賃金や退職金を確保する、こういう目的で、あるいは、取り立て屋とかが来ますよね、町金とか暴力団関係者も押しかけてくる、いわば不法な回収が行われないよう一時的に会社を占有して、あるいは生産設備や社屋を守るというか、そこに泊まり込んだりとかいうことが時々あるわけですね。特に不況が続きましたから、最近でもあります。

二年前の六月の法務委員会で、これは民事の方の法案審議で、正当な労働組合活動が価格減少行為に当たることはないと当時の民事局長が答弁され、また同様の附帯決議もその当時付されているのですが、この点の心配の声も先ほどの強制執行妨害で少し上がっているんですね。この点についてはどうでしょうか。

○大林政府参考人 犯罪の成否は個別具体的な事案によりますので、確定的なことを申し上げるのは困難ですけれども、一般論として申し上げれば、正当な労働組合活動が強制執行妨害罪の各構成要件や目的要件を充足するものとして处罚の対象となるような事態は想定しがたいと考えております。

○保坂(展)委員 労働組合が、経営者が行方不明になつてしまふ、そして会社の生産設備を使つて製品をつくる、そして販売して会社を立て直します。

ケースなども実はありますよね。外的的に先ほど象とする行為と似ているということによる心配の声が上がつてゐるんですが、そこは、憲法上保障された労働組合の活動あるいは団結権や交渉権等々のことは前提として保障されるというふうに理解していいでしようか。

○大林政府参考人 今回の改正は、まず、裁判所が発する執行官保管の保全処分の公示札等が除去された後において、これらに表示されていた命令等を実質的に没却する行為、それから、強制執行を受けるおそれのある状況のもとにおいて、強制執行を妨害する目的で行う強制執行の進行を阻害する行為、それから、偽計または威力を用いて、執行官等の強制執行の行為を妨害するなど、人に向けられた強制執行の進行を阻害する行為、それから、競売開始決定前における強制執行の売却の公正を害すべき行為等を处罚の対象と取り込むものでございます。

今のお尋ねなどを考へた場合に、先ほど申し上げたとおり、正当な労働組合活動がこのような構成要件あるいは目的要件に当たるということはなかなか考へられないというふうに思います。

○保坂(展)委員 まだまだ聞きたいことがあります、時間がなりましたので終わります。

○塙崎委員長 次回は、来る二十五日火曜日午後一時二十分理事会、午後一時三十分委員会を開會することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時六分散会

平成十七年十月二十八日印刷

平成十七年十月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F